

				目次
第一章 総則（第一条—第六条）	第二章 医療に関する選択の支援等（第六条）	第三章 医療の安全の確保（二—第六条の四）	第四章 病院・診療所及び助産所（第六条の八—第六条の十四）	第五章 医療提供体制の確保（第七条—第九条）
第一節 医療に関する情報の提供等（第六条）	第二節 医療事故調査・支援センター（第六条の十五—第六条の二十七）	第三節 医療の安全の確保のための措置（第六条の九—第六条の十四）	第四節 開設等（第七条—第九条）	第六節 社会医療法人債（第五十四条の二—第六条の七）
第二節 設立（第四十四条—第四十六条）	第二節 監督（第二十三条の二—第三十条）	第五節 款式償却契約及び役員のために締結される保険契約（第四十九条の四）	第七節 解散及び清算（第五十五条—第五十九条）	第七款 監事（第四十六条の八—第四十六条の五—第四十六条の五の四）
第三節 機関（八条）	第三節 雜則（第三十条の二）	第六節 定款及び寄附行為の変更（第五十四条の九）	第八節 合併及び分割	第八款 理事会（第四十六条の七・第四十七条の六—第四十七条の二）
第一款 社員総会（第四十六条の三—第四十六条の三の六）	第一節 基本方針（第三十条の三・第三十条の三の二）	第七節 第五十四条の二—第六条の八（四十九条の三）	第九款 第五十四条の二—第六条の八（四十九条の三）	第五款 役員の選任及び解任（第四十六条の五—第四十六条の五の四）
十六条の三の六）	第二節 医療計画（第三十条の四—第三十条の十二）	第八節 第五十五条—第五十九条（四十九条の五）	第十節 第五十五条—第五十九条（四十九条の五）	第六款 第五十四条の二—第六条の八（四十九条の三）
第六章 医療法人	第三節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の十八の二—第三十条の十八の五）	第一目 通則（第五十七条）	第一目 認定（第七十条—第七十条の六）	第七款 第五十四条の二—第六条の八（四十九条の三）
第一節 通則（第三十九条—第四十三条）	第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の十九—第三十条の二十）	第二目 吸収合併（第五十八条—第五十九条）	第二目 新設分割（第六十一条—第六十一条の六）	第八款 第五十四条の二—第六条の八（四十九条の三）
第二節 設立（第四十四条—第四十六条）	第五節 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の十九—第三十条の二十）	第三目 新設合併（第五十九条—第五十九条の五）	第三目 雜則（第六十二条—第六十二条の二）	第九款 第五十四条の二—第六条の八（四十九条の三）
第三節 機関	第六節 公的医療機関（第三十一条—第三十一条の十八）	第四目 分割（第六十条—第六十条の七）	第四目 吸収分割（第六十条—第六十条の七）	第十節 医療法人に関する情報の調査及び分析等（第六十九条の二・第六十九条の三）
第一款 機関の設置（第四十六条の二）	第七章 地域医療連携推進法人	第五目 新設合併（第六十一条—第六十一条の六）	第五目 雜則（第六十二条—第六十二条の二）	
第二款 社員総会（第四十六条の三—第四十六条の三の六）		第六目 合併（第六十一条—第六十一条の六）	第六目 吸収合併（第六十一条—第六十一条の六）	
十六条の三の六）		第七目 分割（第六十一条—第六十一条の六）	第七目 吸収分割（第六十一条—第六十一条の六）	

第四節 雜則（第七十一條）

3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療機関に紹介し、

**第一条** この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関する事項、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

**第二条** 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行わるるとともに、その内容は、常に治療のみならず、疾病的予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

医療は、国民自らの健康の保持進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の施設を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

**第四条** 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

4 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所を退院する患者が引き続き療養を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続することができるよう配慮しなければならない。

5 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

第一條の六 この法律において、「介護医療院」とは、介護保険法の規定による介護医療院をいう。

第二条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行ふ場所をいう。

助産所は、妊婦、産婦又はじょく婦十人以上の入所施設を有してはならない。

**第三条** 疾病の治療（助産を含む。）をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他の病院又は診療所に紛らわしい名称を附けてはならない。

2 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を附けてはならない。

3 助産所でないものは、これに助産所その他の助産師がその業務を行う場所に紛らわしい名称を付けてはならない。

**第四条** 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者（以下単に「医療従事者」という。）の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

二 救急医療を提供する能力を有すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせる能力を有すること。

四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

五 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

六 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の二の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七 その有する人員が第二十二条の二の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合すること。

八 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

九 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

10 前各号に掲げるもののほか、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

11 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

12 特定機能病院でないものは、これに特定機能病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

13 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

14 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

15 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号から第九号までに規定する施設を有すること。

16 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

17 都道府県知事は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならない。

18 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

**第四条の二** 病院であつて、次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て特定機能病院と称することができる。

一 高度の医療を提供する能力を有すること。

二 高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること。

三 高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること。

四 医療の安全を確保する能力を有すること。

五 その診療科名中に、厚生労働省令で定める診科名を有すること。

六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

七 その有する人員が第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

八 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

九 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

10 前各号に掲げるもののほか、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

11 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

12 特定機能病院でないものは、これに特定機能病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

13 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

14 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号から第九号までに規定する施設を有すること。

15 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

16 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

17 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

**第四条の三** 病院であつて、臨床研究の実施の中核的な役割を担うことに関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て臨床研究中核病院と称することができる。

一 特定臨床研究（厚生労働省令で定める基準に従つて行う臨床研究をいう。以下同じ。）に関する計画を立案し、及び実施する能力を有すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす能力を有すること。

三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う能力を有すること。

五 その診療科名中に厚生労働省令で定める診科名を有すること。

六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

七 その有する人員が第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

八 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

九 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

10 前各号に掲げるもののほか、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

11 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

12 特定機能病院でないものは、これに特定機能病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

13 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

14 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号から第九号までに規定する施設を有すること。

15 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

16 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

17 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

**第四条の三** 病院であつて、臨床研究の実施の中核的な役割を担うことに関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て臨床研究中核病院と称することができる。

一 特定臨床研究（厚生労働省令で定める基準に従つて行う臨床研究をいう。以下同じ。）に関する計画を立案し、及び実施する能力を有すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす能力を有すること。

三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う能力を有すること。

五 その診療科名中に厚生労働省令で定める診科名を有すること。

六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

七 その有する人員が第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

八 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

九 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

10 前各号に掲げるもののほか、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

11 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

12 特定機能病院でないものは、これに特定機能病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

13 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

14 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号から第九号までに規定する施設を有すること。

15 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

16 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

17 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

**第五条の二** 厚生労働大臣は、第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師の確保を特に図るべき区域（第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。）における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験その他の厚生労働省令で定める経験を有するものであることの認定をすることができること。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働











できる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。ただし、病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させることができる。

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、次の各号のいずれかに該当するものとしてその病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

一 医師の確保を特に図るべき区域内に開設する診療所を管理しようとする場合

二 介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に開設する診療所を管理しようとする場合

三 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合

四 地域における休日又は夜間の第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合

五 その他厚生労働省令で定める場合

**第十二条の二 地域医療支援病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。**

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

**第十二条の三 特定機能病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。**

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

**第十二条の四 臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。**

**第十三条 患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、前項の報告書の内容を公表しなければならない。**

行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかなければならぬ。

**第十四条 助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又は既よく婦を入れ所させてはならない。**

**第十四条の二 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院又は診療所に適当な施設がない場合において、臨時応急のため入所させるときは、この限りでない。**

い。

一 管理者の氏名

二 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名

三 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2

助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいやうに掲示しなければならない。

一 管理者の氏名

二 業務に従事する助産師の氏名

三 助産師の就業の日時

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

**第十五条 病院又は診療所の管理者は、この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。**

2

助産所の管理者は、この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該助産所に勤務する助産師その他の従業者を監督し、その他当該助産所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

3

病院又は診療所の管理者は、病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置を備えたときその他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令の定めるところにより、病院又は診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

**第十五条の二 病院、診療所又は助産所の管理者は、当該病院、診療所又は助産所において、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律**

第七十六条号) 第二条に規定する検体検査(以下この条及び次条第一項において「検体検査」という。)の業務を行う場合は、検体検査の業務を行ふ施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項を検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合させなければならぬ。  
**第十五条の三** 病院、診療所又は助産所の管理者は、検体検査の業務を委託しようとするときは、次に掲げる者に委託しなければならない。  
一 臨床検査技師等に関する法律第二十条の三  
第一項の登録を受けた衛生検査所の開設者は、  
二 病院又は診療所その他厚生労働省令で定める場所において検体検査の業務を行う者である。つて、その者が検体検査の業務を行ふ施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの。  
病院、診療所又は助産所の管理者は、前項に定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。  
**第十六条** 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該病院の医師が当該病院に隣接した場所に待機する場合その他当該病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。  
**第十六条の二** 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。  
一 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医療従事者の診療、研究又は研修のために利用向上を図るために研修を行わせること。  
二 救急治療を提供すること。  
三 地域におけるかかりつけ医機能の確保のための研修その他の地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせること。

四 第二十二条第一号及び第三号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第二十二条第二号又は第三号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

六 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

七 その他厚生労働省令で定める事項

2 地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第十八条第四項に規定する訪問看護を行う同法第十四条第一項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者（以下この項において「居宅等医療提供施設等」という。）における連携の緊密化のための支援医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。

一 高度の医療を提供すること。

二 高度の医療技術の開発及び評価を行うこと。

三 高度の医療に関する研修を行わせること。

四 医療の高度の安全を確保すること。

五 第二十二条の二第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

六 当該特定機能病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第二十二条の二第三号又は第四号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

七 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

八 その他厚生労働省令で定める事項



**第二十四条の二** 都道府県知事は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき（第二十三条の二又は前条第一項に規定する場合を除く。）は、この法律

第一条に規定する場合を除く。）は、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所又は助産所の開設者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができること。

**第二十五条** 前項の開設者が同項の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、当該開設者に対し、期間を定めて、その開設する病院、診療所又は助産所の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

**第二十五条** 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めることには、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがある、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に對し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他該病院、診療所若しくは助産所の運営に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査せることができる。

**第二十五条の二** 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、当該機能病院等の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該特定機能病院等の業務が法

の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることがで

きる。

**第二十五条の二** 第六条の八第三項の規定は第一項から第三項までの立入検査について、同条第四項の規定は前各項の権限について、準用する。

**第二十五条の二** 保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、厚生労働省令の定めるところにより、診療所及び助産所に關し、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に通知しなければならない。

**第二十六条** 第二十五条第一項及び第三項に規定する当該職員の職権を行わせるため、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、厚生労働省、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、医療監視員を命ずるものとする。

**第二十七条** 病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

**第二十七条の二** 都道府県知事は、病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、第七条第五項又は第六項の規定により当該許可に付された条件に従わないと、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聽いて、期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告することができる。

**第二十七条の二** 都道府県知事は、第七条第二項又は第三項のに基づく命令又は处分に違反したとき。

**第二十七条の三** 開設者が第六条の三第八項、第二十四条第一項、第二十四条の二第二項又は前条の規定に基づく命令又は处分に違反したとき。

**第二十七条の四** 開設者が第六条の三第八項又は第三項の規定による許可を受けた後、正当な理由がないと、六月以上当該許可に係る業務を開始しないとき。

**第二十七条の五** 都道府県知事は、第七条第二項又は第三項の規定による許可を受けた後、正当な理由がないと、六月以上当該許可に係る業務を開始しないとき。

**第二十七条の六** 第二十九条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

**第二十七条の七** 特定機能病院の開設者が第二十四条第二項、第三十条の十三第五項、第三十条の十八の二第二項又は第三十条の十八の四第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

**第二十七条の八** 特定機能病院の開設者が第二十四条第二項、第三十条の十三第五項、第三十条の十八の二第二項又は第三十条の十八の四第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

**第二十七条の九** 特定機能病院の開設者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかったとき。

**第二十七条の十** 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

**第二十七条の十一** 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

**第二十七条の十二** 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

**第二十七条の十三** 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

**第二十七条の十四** 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

**第二十七条の十五** 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

適しないと認めるときは、その開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができるものとする。

**第二十九条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又はその開設者に対し、期限を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一 開設の許可を受けた後、正当な理由がないと、六月以上その業務を開始しないとき。

二 病院、診療所（第八条の届出をして開設したもの）又は助産所（同条の届出をして開設したもの）を除く。）又は助産所（同条の届出をして開設したもの）を除く。）が、休止した後、正当な理由がないと、一年以上業務を再開しないとき。

三 開設者が第六条の三第八項、第二十四条第一項、第二十四条の二第二項又は前条の規定に基づく命令又は处分に違反したとき。

四 開設者が第六条の三第八項又は第三項の規定による許可を受けた後、正当な理由がないと、六月以上当該許可に係る業務を開始しないとき。

五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

六 特定機能病院の開設者が第三十条の二第二項又は第三十条の十八の二第二項又は第三十条の十八の四第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

七 特定機能病院の開設者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定に基づく命令に違反したとき。

八 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項の規定に基づく指示に従わなかったとき。

九 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

十 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

十一 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

十二 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

十三 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

十四 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

十五 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

十六 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

十七 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

十八 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

十九 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

二十 特定機能病院の開設者が第三十条の四第一項又は第三項の指示に従わなかったとき。

九 地域医療支援病院の管理者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十三条の四第一項又は第三項の指示に従わなかつたとき。

第十 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定機能病院の承認を取り消すことができる。

一 特定機能病院が第四条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 特定機能病院の開設者が第十条の二、第十一条第三項又は第十九条の二の規定に違反したとき。

三 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

四 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

五 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

六 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

七 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

八 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

九 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

十 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

十一 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

十二 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

十三 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

十四 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

十五 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

十六 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

十七 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

十八 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

十九 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

二十 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

二十一 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

二十二 特定機能病院の開設者が第十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反したとき。

らかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

**7 厚生労働大臣は、第四項又は第五項の規定により特定機能病院等の承認を取り消すに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。**

**第二十九条の二** 厚生労働大臣は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二十八条並びに前条第一項及び第二項の規定による処分を行うべきことを指示することができる。

**第三十条** 都道府県知事は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第二項第一号の規定により、あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、当該処分をした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し、弁明の機会の付与を行わなければならない。

**第五章 医療提供体制の確保**

**第一节 基本方針**

**第三十条の二** この章に特に定めるもの外、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関する必要な事項は、政令でこれを定める。

**第三十条の三** 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制（以下「医療提供体制」という。）の確保を図るために基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

**2 医療提供体制の確保のため講じようとする策**

**一 医療提供体制の確保のため講じようとする策**

**二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究**

**三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項**

**四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療提供**

**五 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項**

**六 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療提供する基本的な事項**

**五 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項**

六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

**七 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項**

**八 かかりつけ医機能の確保に関する基本的な事項**

**九 医師の確保に関する基本的な事項**

**十 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する基本的な事項**

**十一 第三十条の四第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項**

**十二 その他医療提供体制の確保に関する重要な事項**

**十三 第三十条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するためには必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。**

**十四 第三十条の三 厚生労働大臣は、前条第二項第七号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するためには必要があると認められるときは、都道府県知事又は第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等若しくは第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第三十条の十八の二第一項又は第三十条の十八の三第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報を提供することができる。**

**十五 第三十条の四第一項に規定する報告の内容その他の必要な情報を提供することができるときは、都道府県知事又は第三十条の十八の四第一項に規定する報告の内容その他の必要な情報を提供することができる。**

し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

## 第二節 医療計画

**第三十条の四** 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

下「医療計画」という。）を定めるものとする。医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

**一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項**

**二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項**

**三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項**

**四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項**

**五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ニに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）**

**六 救急医療**

**七 災害時における医療**

**八 そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療**

**九 災害時における医療の確保に関する事項**

**十 厚生労働省令で定める方法により算定される第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号における医師の確保の方針**

**十一 医師の確保に関する次に掲げる事項**

**十二 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項**

**十三 医療の安全の確保に関する事項**

**十四 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項**

**十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又是一般病床であつて当該医療に係るもの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項**

む将来の医療提供体制に関する構想（以下の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来的病床数の必要量」という。））に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第

一項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床の機能の分化及び連携の推進のため必要なものとして厚生労働省令で定める

口 イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のため必要なものとして厚生労働省令で定める

事項

**八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項**

**九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項**

**十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項**

**十一 医師の確保に関する次に掲げる事項**

**十二 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項**

**十三 医療の安全の確保に関する事項**

**十四 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項**

**十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又是一般病床であつて当該医療に係るもの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項**

- 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項

十七 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

医疗計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 地域医療支援病院の整備の目標その他の医療提供施設の整備に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関する事項

三 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 医療連携体制の構築の具体的な方策について、第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第五号イからトまでに掲げる医療若しくは居宅等における医療ごとに定めること。

二 医療連携体制の構築の内容が、患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けることができるることを確保するものであること。

三 医療連携体制の構築の内容が、医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービスと福祉サービスとの連携を含むものであること。

四 医療連携体制が、医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他との地域の関係者による協議を経て構築されること。

五 都道府県は、地域医療構想に関する事項を定めるに当たつては、第三十条の十三第一項の規定による報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。

六 都道府県は、第二項第十号に掲げる事項を定めるに当たつては、提供される医療の種別として厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が少ないと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができるものとする。

8 して厚生労働省令で定めるものごとに、同号に規定する指標に關し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

9 第二項第十四号及び第五号に規定する区域の病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準は、厚生労働省令で定める。

10 都道府県は、第二項第十七号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準）にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準並びに同項第十七号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準）において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の基準によらないことができる。

11 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたことその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

12 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合には、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

- るところにより算定した数を加えて得た数を、  
当該基準病床数とみなして、当該申請に対する  
許可に係る事務を行うことができる。

13 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて  
は、地域における医療及び介護の総合的な確保  
の促進に関する法律第四条第一項に規定する都  
道府県計画及び介護保険法第一百八十八条第一項に  
規定する都道府県介護保険事業支援計画並びに  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
関する法律第十一条第一項に規定する予防計画及  
び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成  
二十四年法律第三十一条)第七条第一項に規定  
する都道府県行動計画との整合性の確保を図ら  
なければならない。

14 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて  
は、他の法律の規定による計画であつて医療の  
確保に関する事項を定めるものとの調和が保た  
れるようになるとともに、公衆衛生、薬事、社  
会福祉その他医療と密接な関連を有する施策と  
の連携を図るように努めなければならない。

15 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて  
は、当該都道府県の境界周辺の地域における医  
療の需給の実情に照らし必要があると認めるとき  
は、関係都道府県と連絡調整を行うものとす  
る。

16 都道府県は、医療に関する専門的科学的知見  
に基づいて医療計画の案を作成するため、診療  
又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴  
かなければならない。

17 都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条  
の六の規定により医療計画を変更しようとする  
ときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市  
町村(救急業務を処理する地方自治法(昭和二  
十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項  
の一部事務組合及び広域連合を含む)及び高  
齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年  
法律第八十号)第一百五十七条の二第一項の保険  
者協議会の意見を聴かなければならない。

18 都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条  
の六の規定により医療計画を変更したときは、  
遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとと  
もに、その内容を公示しなければならない。  
**第三十条の五** 都道府県は、医療計画を作成し、  
又は医療計画に基づく事業を実施するために必  
要があると認めるときは、市町村その他の官公  
署、介護保険法第七条第七項に規定する医療保  
険者(第三十条の十四第一項及び第三十条の十

### 第三十条の二

- 八の五第一項において「医療保険者」という。又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療提供施設の機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。

**第三十条の六** 都道府県は、三年ごとに第三十条の四第二項第六号、第十号の二及び第十一号に掲げる事項並びに次の各号に掲げる事項のうち同項第六号、第十号の二及び第十一号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの（次項において「特定事項」という。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

一 第三十条の四第二項各号（第六号、第十号の二及び第十一号を除く。）に掲げる事項

二 医療計画に第三十条の四第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項

**第三十条の七** 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。

一 病院 病床の機能に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進に協力し、地域において必要な医療を確保すること。

二 病床を有する診療所 その提供する医療の内容に応じ、患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる医療の提供その他の地域において必要な医療を確保すること。

イ 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。

ロ 居宅等において必要な医療を提供すること。

ハ 患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

3 病院又は診療所の管理者は、医療計画の達成に資するため、居宅等において医療を提供し、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、居宅等における医療の提供に関し必要な支援を行いうよう努めるものとする。

4 病院の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、当該病院の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師の診療、研究又は研修のために利用させるように努めるものとする。

第三十条の八 厚生労働大臣は、医療計画の作成の手法その他医療計画の作成上重要な技術的項目について、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。

第三十条の九 国は、医療計画の達成を推進するため、都道府県に対し、予算の範囲内で、医療計画に基づく事業に要する費用の一部を補助することができる。

第三十条の十 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備、地域における病床の機能の分化及び連携の推進、医師の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備に努めるものとする。

第三十条の十一 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のために必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対して登録するものとする。

第三十条の十二 第七条の二第三項から第五項までの規定は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、同条第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病院（療養病床又は一般病床を有するものに限る。）又は診療所（第七条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）について準用する。この場合においては、その登録を消除しなければならない。

第三十条の十三 厚生労働大臣は、前項においては「要請する」と、同条第四項中「前項」とあるのは「前項」と、「病床数及び当該申請に係る病床数」とあるのは「病床数」と、同条第五項中「第一項若しくは第二項の規定により前項第一項から第三項までの許可を与えない处分をし、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による要請を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

第三十条の十四 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二節の二 災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等

第三十条の十二の一 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域又はそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある区域に派遣されて第十三条の四第二項第五号ロ又はハに掲げる医療の確保に係る業務に従事する旨の承諾をした者（医師、看護師その他の当該業務に関する必要な知識及び技能を有する者であつて厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の厚生労働省令で定める基準を満たすものに限り）、を災害・感染症医療業務従事者として登録するものとする。

第三十条の十二の二 厚生労働大臣は、前項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に定める業務に従事する旨の承諾をした者の申請により行う。

第三十条の十二の三 厚生労働大臣は、前条第一項の災害・感染症医療業務従事者（以下この節において「災害・感染症医療業務従事者」といいう。）について次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつた場合

2 不正の行為があつた場合

三 前条第一項に規定する業務に関し犯罪又は虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

四 命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による要請を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

第三十条の十二の四 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、この節の規定の実施に必要な限度において、その保有する災害・感染症医療業務従事者に関する情報であつて厚生労働省令で定めるものを当該都道府県知事に提供することができる。

第三十条の十二の五 厚生労働大臣は、第三十条の十二の二第一項の研修及び登録に関する事務並びに前条の情報の提供に関する事務を厚生労働大臣が指定する者に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、厚生労働大臣の承認を得て、他の者に同項の規定により委託を受けた事務の全部又は一部を再委託することができる。

第三十条の十二の六 都道府県知事は、第三十条の四第二項第五号ロ又はハに掲げる医療の確保に必要な事業（以下この節において「災害・感染症医療確保事業」という。）を実施するため、当該都道府県の区域内に所在する病院又は診療所の管理者と協議し、合意が成立したときは、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この条及び第三十条の十二の八第一項において「協定」という。）を締結するものとする。

一 都道府県知事による災害・感染症医療確保事業に係る災害・感染症医療業務従事者又は「医療隊」という。の派遣の求め及び当該求めるに係る派遣に關すること。

二 都道府県知事の派遣の求めに応じ、他の都道府県知事による災害・感染症医療確保事業に係る応援を行うため、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣を行う場合に

三 前号の規定により派遣する災害・感染症医療業務従事者又は医療隊が行う業務の内容

四 第一号又は第二号の規定による派遣を要する費用の負担の方法

5 協定の有効期間

六 協定に違反した場合の措置

七 その他協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

一 前条第一項の厚生労働省令で定める基準を満たさなくなつたと認められる場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

三 前条第一項に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた場合

四 厚生労働大臣は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、協定を締結した病院又は診療所（以下この条において「協定締結病院等」という。）の管理者に対し、協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣の状況その他の事項について報告を求めることができる。

5 都道府県知事は、第三項の規定による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定により報告を受けた災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣の状況その他他の事項に關し、厚生労働省令で定める事項を受けたときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。

6 都道府県知事が第三項の規定により協定締結病院等の管理者に対し災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣の状況その他の事項の報告を受ける場合において、当該管理者が、当該報告を、電磁的方法であつてその内容を当該管理者が閲覧することができるものにより行つたときは、当該報告を受けた都道府県知事は、前項の規定による報告を行つたものとみなす。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定による報告（前項の規定により報告を行つたものとみなされた場合を含む。）を受けた事項について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に對し、助言その他必要な援助をすることができる。

8 都道府県知事は、協定締結病院等の管理者が、正当な理由がなく、当該協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に對し、當該措置をとるべきことを勧告することができる。

9 都道府県知事は、協定締結病院等の管理者が、正当な理由がなく、前項の勧告に従わない

ときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを指示することができる。

都道府県知事は、前項の規定による指示をした場合において、当該指示を受けた協定締結院等の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

前各項に定めるもののほか、協定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第三十条の十二の七** 国は、災害・感染症医療業務従事者に対する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとする。

都道府県は、災害・感染症医療業務従事者に対する災害・感染症医療確保事業に関する業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとする。

**第三十条の十二の八** 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は治療隊の派遣に要する費用は、都道府県が支弁するものとする。

都道府県は、前項に規定する費用のうち、他の都道府県の知事により実施された災害・感染症医療業務従事者又は治療隊の派遣のため支弁した費用は、都道府県が支弁するものとする。

都道府県は、前項に規定する費用のうち、他の都道府県に対し、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

**第三十条の十二の九** この節に定めるもののか、災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第三十条の十二の九** この節に定めるもののか、災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第三十条の十四** 都道府県は、構想区域その他の区域における病床の機能の分化及び連携の推進

**第三十条の十三** 病院又は診療所であつて療養病床又は一般病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

「基準日」（以下「基準日」という。）における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）

三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

二 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう努めなければならない。

都道府県知事は、第二項の協議の場における協議の内容及び第四項の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、報告病院等（第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能を当該報告に係る基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者が開設する報告病院等について、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

#### 第三十条の十八

都道府県知事は、第三十条の十六第五第六項の規定による命令、第三十条の十六第一項の規定による指示又は前条の規定による勧告をした場合において、当該命令、指示又は勧告を受けた病床機能報告対象病院等の開設者は管理事者がこれに従わなかつときは、その旨を公表することができる。

#### 第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保

第三十条の十八の二 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの（以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 当該無床診療所において提供する外来医療のうち、前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療に該当するもの的内容

二 当該無床診療所が地域において前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

第三十条の十八の二 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの（以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 当該外来機能報告対象病院等において提供する外来医療のうち、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用するものとして厚生労働省令で定める外来医療に該当するもの的内容

二 当該外来機能報告対象病院等が地域において前号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

第三十条の十八の四 地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（第一号及び第二号において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容

一 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

一 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けた都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

一 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けた都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

一 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けた都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

口 病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させるため、又は病院若しくは床診療所」という。の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告することができる。

第三十条の十八の五 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（以下この条において「対象区域」という。）ごとに、診療所の名称及びその連携の内容

一 当該かかりつけ医機能報告対象病院等及び他の病院又は診療所が厚生労働省令で定めるところにより相互に連携して前号に規定する機能を確保するときは、当該の病院又は診療所の名称及びその連携の内容

二 介護その他医療と密接に関連するサービスを提供する者と連携して必要な医療を提供する機能

ハ 居宅等において必要な医療を提供する機能

第三十条の十八の六 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。

第三十条の十八の七 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定による報告について準用する。この場合において、「第三十条の四第六項」と読み替えるものとする。

第三十条の十八の八 第三十条の四第二項第十一号口に規定する事項については、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。第五項において「関係者」といふのは、医療保険者その他の関係者（以下この項及び次項において「関係者」という。）との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項（第三号、第五号及び第六号に掲げる事項）について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。

第三十条の十八の九 第三十条の四第二項第十一号口に規定する事項については、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。第五項において「関係者」といふのは、医療保険者その他の関係者（以下この項及び次項において「関係者」という。）との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項（第三号、第五号及び第六号に掲げる事項）について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。

第三十条の十八の十 第三十条の三第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

一 第三十条の四第二項第十一号口に規定する指標によつて示される医師の数に関する情報

二 第三十条の四第二項第十一号口に規定する指標によつて示される医師の数に関する情報

三 第三十条の三第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第三十条の十八の十一 第三十条の三第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。」を確認するものとする。

第三十条の十八の十二 第三十条の三第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。」を確認するものとする。

第三十条の十八の十三 第三十条の三第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。」を確認するものとする。

第三十条の十八の十四 第三十条の三第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。」を確認するものとする。

2

関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調査された事項については、その実施に協力するよう努めなければならぬ。

都道府県は、第一項の規定に基づき同項第四号に掲げる事項（介護その他医療と密接に関連するサービスに関するものとして厚生労働省会で定める事項に限る。）を協議する場合には、当該市町村が作成した地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画、介護保険法第六百七十三条第一項に規定する市町村介護事業計画その他の医療と密接に関連するサービスに関する計画の内容を考慮するものとする。

都道府県は、第一項の規定に基づき同項第四号に掲げる事項を協議する場合には、対象区域における住民の健康の保持の推進に関する施策の実施の状況、高齢者保健事業（高齢者の医療の確保に関する法律第六百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。）その他これと一体的に行われる事業の実施の状況及び地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）第七十条第一項第一号及び第七十条の七において同じ「前項第一項第一号の構築に向けた取組の状況に留意するものとする。」のとおり、当該対象区域における第一項の協議に代えて、当該構想区域等における協議の場において、同項各号に掲げる事項について協議を行うことができる。

前項に規定する場合には、第三十条の十四第一項に規定する関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において当該関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

### 第三十条の二十

厚生労働大臣は、前条の規定によれば、診療所の管理者が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るためのべき事項を定め、これを公表する

療計画において定め  
の実施に必要な事項  
協議が調つた事項に  
らない。

る医師の確保に関する事項について協議を行い、当該について、公表しなければな

の確保に資す  
第二項第十一  
れる医師の数  
他の厚生労働  
ばならない。

るるものとなるよう、第三十条の四号口に規定する指標によつて示さるべき情報に関する情報を踏まえることその省令で定める事項に配慮しなけれ

三 第三十二条に規定する公的医療機関（第五号において「公的医療機関」という。）

四 医師法第十六条の第二項に規定する都道府県知事の指定する病院

五 公的医療機関以外の病院（公的医療機関に準ずるものとして厚生労働省令で定めるものと除く。）

六 診療に関する学識経験者の団体

七 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下単に「大學」という。）その他の医療従事者の養成に関する機関

八 当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人

九 その他厚生労働省令で定める者

一 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

二 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

三 医師の派遣に関する事項

四 医師の確保を特に図るべき区域に派遣される事項

五 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

六 医師法の規定によりその権限に属させられた事項

七 その他医療計画において定める医師の確保に関する事項

三 都道府県知事は、前項第二号に掲げる事項についての協議を行ふに当つては、医師の派遣が医師の確保を特に図るべき区域における医師

**第三十条の二十四** 都道府県知事は、前条第一項に規定する協議が調つた事項（次条第一項、第三十条の二十七及び第三十一条において「協議が調つた事項」という。）に基づき、特に必要があると認めるときは、前条第一項各号に掲げる者の開設者、管理者その他の関係者に対する医師の派遣、研修体制の整備その他の医師の確保を特に図るべき区域の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができる。

**第三十条の二十五** 都道府県は、協議が調つた事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

一 第三十条の四第六項に規定する区域内に所在する病院及び診療所における医師の確保の動向、同条第七項に規定する区域内に所在する病院及び診療所において医師が確保されている要因その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。

二 病院及び診療所の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の確保に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 就業を希望する医師、大学の医学部において医学を専攻する学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 医師に対し、医療に関する最新の知識及び技能に関する研修その他の能力の開発及び向上に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

五 第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画を策定すること。

六 第三十条の二十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項の実施に関し必要な調整を行ふこと。

七 前各号に掲げるものほか、病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこと。

都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行うことができる。

都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務（以下この条及び次条において「地域医療支援事務」という。）の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条の二十第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

第六条 第二項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十六 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力をを行うものとする。

第三十条の二十七 第三十条の二十三第一項各号（第三号を除く。）に掲げる者及び医療従事者は、協議が調つた事項その他都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するよう努めるとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう努めなければならない。

第六節 公的医療機関

第三十一条 公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院）

は診療所をいう。以下の節において同じ。）は、協議が調つた事項その他都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力しなければならない。

都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行うことができる。

都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務（以下この条及び次条において「地域医療支援事務」という。）の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条の二十第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

第六条 第二項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十六 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力をを行うものとする。

第三十条の二十七 第三十条の二十三第一項各号（第三号を除く。）に掲げる者及び医療従事者は、協議が調つた事項その他都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するよう努めるとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう努めなければならない。

第四十条 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十条の二 医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

第三十二条及び第三十三条 削除

第三十四条 厚生労働大臣は、医療の普及を図るために必要があると認めるときは、第三十一条に規定する者に対する公的医療機関の設置を命ずることができる。

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

二 前項の場合においては、国庫は、予算の定められた範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。

第三十六条 厚生労働大臣は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（当該医療法人が地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「指定管理者」として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医師法第十一条第一項第二号若しくは歯科医師法第十二条第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項若しくは歯科医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。

三 医学又は歯学に関する研究所の設置

四 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置である。

五 疾病予防のため温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置である。

六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項及び第三項に掲げる事業の勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財團は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

八 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置

により都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めどおり、その収益を当該社会医療法人が開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

第四十二条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

第四十三条 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（当該医療法人が地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「指定管理者」として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

第四十四条 各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者には、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分之一を超えて含まれることがないこと。

第四十五条 一 役員のうちには、各役員が開設する病院又は診療所の所在地位の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。次条において同じ。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地位の都道府県（次のイ又はロに掲げる医療法人にあつては、それぞれ又はロに定める都道府県）において行つていること。

四 救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地位の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。次条において同じ。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地位の都道府県（次のイ又はロに掲げる医療法人にあつては、それぞれ又はロに定める都道府県）において行つていること。

五 二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人（ロに掲げる者を除く。）当該病院又は診療所の所在地の全都の都道府県において病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定めた同号に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定め

る基準に適合するもの	当該病院の所在地の都道府県
イ 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	前号の業務について、次に掲げる事項に関する基準に適合していること。
ロ 当該業務を行うための体制	厚生労働大臣が定める基準に適合していること。
ハ 当該業務の実績	前号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
七 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。	都道府県知事は、前項の認定をするに当つては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
八 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。	都道府県知事は、前項の認定をするに当つては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
九 第四十二条の三 前条第一項の認定（以下この項及び第六十四条の二第一項において「社会医療法人の認定」という。）を受けた医療法人のうち、前条第一項第五号ハに掲げる要件を欠くに至つたこと（当該要件を欠くに至つたことが当該医療法人の責めに帰することができる事由として厚生労働省令で定める事由による場合に限る。）により第六十四条の二第一項第一号に該当し、同項の規定により社会医療法人の認定を取り消されたもの（前条第一項各号（第五号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものに限る。）は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下この条において「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。	都道府県知事は、前項の認定を受けた医療法人は、前条第一項及び第三項の規定の例により収益業務を行つては、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。
十 第四十三条 第二項の規定は、第一項の認定をする場合について準用する。	前条第二項の規定は、第一項の認定をする場合について準用する。
十一 前項に規定するものほか、実施計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。	前項に規定するものほか、実施計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

12	六 前号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。	六 前号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
13	七 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。	都道府県知事は、前項の認定をするに当つては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
14	八 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。	都道府県知事は、前項の認定をするに当つては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
15	九 第四十二条の三 前条第一項の認定（以下この項及び第六十四条の二第一項において「社会医療法人の認定」という。）を受けた医療法人のうち、前条第一項第五号ハに掲げる要件を欠くに至つたこと（当該要件を欠くに至つたことが当該医療法人の責めに帰することができる事由として厚生労働省令で定める事由による場合に限る。）により第六十四条の二第一項第一号に該当し、同項の規定により社会医療法人の認定を取り消されたもの（前条第一項各号（第五号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものに限る。）は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下この条において「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。	都道府県知事は、前項の認定を受けた医療法人は、前条第一項及び第三項の規定の例により収益業務を行つては、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。
16	十 第四十三条 第二項の規定は、第一項の認定をする場合について準用する。	前条第二項の規定は、第一項の認定をする場合について準用する。
17	十一 前項に規定するものほか、実施計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。	前項に規定するものほか、実施計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

18	十二 公告の方法	社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあり、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、分割、清算人の就任又はその変更及び清算の結果の各場合に、登記をしてなければならない。
19	十三 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び社員総会の招集を請求する規定	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
20	十四 事務所の所在地	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
21	十五 資産及び会計に関する規定	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
22	十六 役員に関する規定	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

23	十七 理事会に関する規定	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
24	十八 社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の喪失に関する規定	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
25	十九 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
26	二十 定款又は寄附行為の変更に関する規定	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
27	二十一 解散に関する規定	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

28	二十二 公告の方法	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
29	二十三 財団たる医療法人を設立する方針	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
30	二十四 事務所の所在地	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
31	二十五 資産及び会計に関する規定	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
32	二十六 役員に関する規定	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

33	二十七 理事会に関する規定	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
34	二十八 社員総会の招集の通知	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
35	二十九 社員総会の開催の通知	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
36	三十 社員総会の開催の報告書	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
37	三十一 社員総会の開催の報告書	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

る)、第四十七条の三第一項(各号列記以外の部分に限る)、第四十七条の四第三項、第四十七条の五、第四十七条の六及び第五十七条の規定は、医療法人の社員総会について準用する。この場合において、同法第四十七条の二中「次に掲げる資料(第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という)」とあるのは、「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十一条の二第一項の事業報告書等」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四十七条の三第一項中「次に掲げる」とあり、及び同法第四十七条の五第一項中「第四十七条の三第一項各号に掲げる」とあるのは「医療法第五十一条の二第一項の事業報告書等に記載され、又は記録された事項並びに当該事項を修正したときは、その旨及び修正前」と、同法第四十七条の六中「同項第六号」とあるのは「医療法第四十六条の三の六において読み替えて準用する同項」と、同法第五十七条第一項、第三項及び第四項第一号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 評議員は、該財團たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならない。

4 財團たる医療法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。

**第四十六条の四の二** 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員（第四十六条の五第一項ただし書の認可を受けた医療法人にあつては、三人以上（評議員）をもつて、組織する。）

2 評議員会は、第四十六条の四の五第一項の意見を述べるほか、この法律に規定する事項及び寄附行為で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする寄附行為の定めは、その効力を有しない。

**第四十六条の四の三** 財團たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定期評議員会を開かなければならぬ。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 評議員会に、議長を置く。

4 理事長は、総評議員の五分の一から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。

5 評議員会の招集の通知は、その評議員会の日より少なくとも五日前に、その評議員会の目的である事項を示し、寄附行為で定めた方法に従つてしなければならない。

6 評議員会においては、前項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

**第四十六条の四の四** 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができない。

2 評議員会の議事は、この法律に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

4 評議員会の決議について特別の利害關係を有する評議員は、議決に加わることができない。

**第四十六条の四の五** 理事長は、医療法人が次に掲げる行為をするには、あらかじめ 評議員会の意見を聽かなければならぬ。

一 予算の決定又は変更

二 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れ

三 重要な資産の処分

四 事業計画の決定又は変更

五 合併及び分割

六 第五十五条第三項第一号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散

七 その他医療法人の業務に関する重要事項として寄附行為で定めるもの

2 前項各号に掲げる事項については、評議員会の決議を要する旨を寄附行為で定めることができる。

**第四十六条の四の六** 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

**第四十六条の四の七** 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百九十三条の規定は、医療法人の評議員会について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとする。

**第四款** 役員の選任及び解任

**第四十六条の五** 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならぬ。ただし、理事について 都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置けば足りる。

2 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によつて選任する。

3 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によつて選任する。

4 医療法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

5 第四十六条の四第二項の規定は、医療法人の役員について準用する。

6 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管轄管理者として管理する病院等を含む。）の管理者会

を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。

前項本文の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

**第四十六条の五の二** 社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によつて解任することができる。

前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、社団たる医療法人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

社団たる医療法人は、出席者の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成がなければ、第一項の社員総会（監事を解任する場合に限る。）の決議をすることができない。

財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、その役員を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

財団たる医療法人は、出席者の三分の二（これを上回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成がなければ、前項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）の決議をすることができない。

**第四十六条の五の三** この法律又は定款若しくは寄附行為で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

前項に規定する場合において、医療法人の業務が遅延することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任しなければならない。

3

理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

#### 第四十六条の五の四 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十二条及び第七十四条

(第四項を除く。)の規定は、社団たる医療法人及び財團たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する。この場合において、社団たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する同条第三項中「及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「並びに当該社員総会の日時及び場所」と読み替えるものとし、財團たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する同法第七十二条及び第七十四条第一項から第三項までの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「並びに当該評議員会の日時及び場所」と読み替えるものとする。

#### 第五款 理事

**第四十六条の六 医療法人** (次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

**第四十六条の六の二 理事長**は、医療法人を代表して一人の理事を置く医療法人であつては、この章(次条第三項を除く。)の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

**第四十六条の六の二 理事長**は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

**第四十六条の六の三 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。**

**第四十六条の六の四 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十八条、第八十条、第八十二条から第八十四条まで、第八十八条(第二項を除く。)及び第八十九条の規定は、社団たる医療法人及び財團たる医療法人の理事について準用する。この場合において、当該理事に**

いて準用する同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条第一項中「著しい」とあるのは「回復すること

ができる」と読み替えるものとし、財團たる医療法人の理事について準用する同法第八十三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同項及び同法第八十九条中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 第六款 理事会

**第四十六条の七 理事会**は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 医療法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選出及び解職

一 重要な資産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 社団たる医療法人であつては、第四十七条の二第一項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百四十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十七条第一項の責任の免除

2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に对抗することができない。

3 第四十六条の五の三第一項及び第二項の規定は、理長が欠けた場合について準用する。

**第四十六条の六の三 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。**

**第四十六条の六の四 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十八条、第八十条、第八十二条から第八十四条まで、第八十八条(第二項を除く。)及び第八十九条の規定は、社団たる医療法人及び財團たる医療法人の理事について準用する。この場合において、当該理事に**

理事」とあるのは「理事長」と、同法第九十五条第三項及び第四項並びに第九十七条第二項第五二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとし、財團たる医療法人の理事会について準用する同法第九十一条第二項、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項及び第三項並びに第九十六条中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同法第九十七条第二項中「社員は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て」とあるのは「評議員は、財團たる医療法人の業務時間内は、いつでも」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定められる。

2 前項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十七条第二項及び第三項の許可については、同法第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条(第一号に係る部分に限る。)、第二百九十条、第二百九十二条(第二号に係る部分に限る。)、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定を準用する。

**第七款 監事**

**第四十六条の八 監事の職務**は、次のとおりとする。

2 前項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十七条第二項及び第三項の責任の免除

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が發せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

八 財團たる医療法人の監事にあつては、理事が評議員会に提出しようとする議案等を調査すること。この場合において、法令若しくは

されることは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

#### 第四十六条の八の二 監事は理事会に出席し、必

要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条第四号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事(第四十一条の七の二第一項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十三条第六条の七の二第一項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあつては、同

条第二項に規定する招集権者)に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が發せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

**第四十六条の八の三 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百三条から第百六条までの規定は、社団たる医療法人及び財團たる医療法人の監事について準用する。この場合において、財團たる医療法人の監事について準用する**

**同法第百三十三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同法第百五条第一項及び第二項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。**

**第八款 役員等の損害賠償責任**

2 社団たる医療法人の理事が第四十六条の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の規定による報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

6 財團たる医療法人の監事にあつては、第四号の規定による報告をするために必要があるときは、理事長は、その任務を怠つたときは、当該医療法人に對し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

八 財團たる医療法人の理事会について準用するこの場合において、当該理事会について準用する同法第九十一条第一項中「次に掲げる理事」とあり、及び同条第二項中「前項各号に掲げる











対して適切な措置をとることが必要であると認めることは、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

**第六十七条** 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第六項、第五十八条の二第四項（第五十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第六十条の三第四項（第六十一条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による認可をしない处分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員の解任を勧告するに当たつては、当該处分の名宛人又は当該勧告の相手方に對し、その指名した職員又はその他の者に對して弁明する機會を与えないければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名宛人又は当該勧告の相手方に對し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3 第一項の規定による弁明の聽取をした者は、書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。

**第六十八条** 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条、第一百五十八条及び第一百六十四条並びに会社法第六百六十二条、第六百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百七十二条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、医療法人について準用する。この場合は、同法第六百六十四条中「社員に分配する」とあるのは、「残余財産の帰属すべき者又は国庫に帰属させる」と、同法第八百六十八条第一項中「本店」とあるのは、「主たる事務所」と読み替えるものとする。

**第六十九条** この章に特に定めるもののほか、医療法人の監督に必要な事項は、政令で定めることを要する。

**第十節 医療法人に関する情報の調査及び分析等** 医療法人を確保するため、当該都道府必要とされる医療を確保するため、当該都道府

県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

2 医療法人（厚生労働省令で定める者を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報の提供を請求することができる。政法人福祉医療機構に委託することができる。

## 第七章 地域医療連携推進法人

### 第一節 認定

**第七十条** 次に掲げる者（當利を目的とする事業を営む者を除く。以下この章において「参加法人等」という。）及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、かつ、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）に係る業務の連携を推進するための方針（以下この章において「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、定款において定める当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県（当該

場合にあつては、これらの都道府県のいずれかの都道府県）の知事の認定を受けることができる。

一 医療連携推進区域において、病院等を開設する法人

二 医療連携推進区域において、介護事業（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすにしたための福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業をいう。）その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業（以下この章において「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人

三 医療連携推進区域において、病院等を開設する者（法人を除く。）

四 医療連携推進区域において、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する者（法人を除く。）

2 前項の医療連携推進業務は、病院等に係る業務について、医療連携推進方針に沿つた連携の推進を図ることを目的として行う次に掲げる業務その他の業務をいう。

一 医療従事者の資質の向上を図るための研修

二 病院等に係る業務に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給

三 資金の貸付けその他の参加法人等（前項第三号及び第四号に掲げる者を除く。）が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

**第七十条の二** 前条第一項の認定（以下この章において「医療連携推進認定」という。）を受けようとする一般社団法人は、政令で定めるところにより、医療連携推進方針を添えて、都道府県知事に申請をしなければならない。

一 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基盤及び技術的能力を有するものであることを。

二 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一

三 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一

四 第七十一条第一項第三号又は第四号に掲げる者が社員である場合には、同条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定款で定めているものであること。

五 医療連携推進業務を行う場合によつて医療連携推進業務以外の業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 医療連携推進方針が前条第二項及び第三項の規定に違反していないものであること。

3 医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。

4 医療連携推進方針には、第二項各号に掲げる事項のほか、参加病院等及び参加介護施設等（参加法人等が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所をいう。第七十条の十一において同じ。）

5 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたるときは、当該医療連携推進区域の属する都道府県の知事の協議により、医療連携推進認定に関する事務を行なうべき都道府県知事を定めなければならない。

この場合において、医療連携推進認定の申請を受けた都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人に対し、医療連携推進認定に係る事務を行う都道府県知事を通知するものとする。

**第七十条の三** 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人に係る施設を行なう都道府県知事を通知するものとする。

一 医療連携推進業務 第七十一条第二項に規定する医療連携推進業務をいう。以下この章において同じ。）を行うことを主たる目的とするものである。

二 医療連携推進業務を行なうのに必要な経理的基盤及び技術的能力を有するものであることを。

三 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一

四 第七十一条第一項第三号又は第四号に掲げる者が社員である場合には、同条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定款で定めているものであること。

五 医療連携推進業務を行う場合によつて医療連携推進業務以外の業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 医療連携推進方針が前条第二項及び第三項の規定に違反していないものであること。



一 出資を受ける事業者が医療連携推進区域における医療連携推進業務と関連する事業を行うことができる。  
二 出資に係る収益を医療連携推進業務に充てるものであること。  
三 その他医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

4 地域医療連携推進法人が、病院等を開設（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として行う公の施設である病院等の管理を含む。）し、又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて厚生労働省令で定めるものを開設し、若しくは管理しようとするときには、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下この章において「認定都道府県知事」という。）の確認を受けなければならない。

5 地域医療連携推進法人は、前項の確認を受けなければ、病院の開設の許可の申請、社会福祉法第六十二条第二項の許可（厚生労働省令で定める施設の設置に係るものに限る。）の申請その他の厚生労働省令で定める申請をすることができない。

第六十七条の九 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第十八条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、同条中「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進業務（以下この条において「医療連携推進業務」という。）を」と、「公益目的事業」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第二項に規定する医療連携推進業務（以下この条において「医療連携推進業務」という。）を」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第一号中「公益認定」とあるのは「医療法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定（以下この条において「医療連携推進認定」という。）と、「公益目的事業」であるのは「医療連携推進業務」

の四第一項を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「開する報告書」とあるのは、「開する報告書、第七十条第二項第三号の支援及び第七十条の八第一項の出資の状況に関する報告書」と、同条第二項中「医療法人(その事業活動の規模その他的事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)」とあるのは、「地域医療連携推進法人」と、同条第五項中「第二項の医療法人」とあるのは、「地域医療連携推進法人(その定款に第七十条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人のうち、その事業活動の規模その他的事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当しない者(以下「特定地域医療連携推進法人」という。)を除く。)」と、第五十一条の三第一項中「医療法人(その事業活動の規模その他的事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。次項において同じ。)」とあるのは、「地域医療連携推進法人」と、同項中「社員総会は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)」とあるのは、「社員総会の終結後遅滞なく、同項」と、第五十一条の四第二項中「社会医療法人及び第五十一条第二項の医療法人(社会医療法人を除く。)」とあるのは、「地域医療連携推進法人」と、「書類(第二号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法人に限る。)」とあるのは、「書類(特定地域医療連携推進法人にあつては、第二号に掲げる書類を除く。)」と、同項第一号中「前項各号に掲げる書類」とあるのは、「事業報告書等、第四十六条の八第三号の監査報告書及び定款」と、同条第三項中「監事の監査報告書」とあるのは、「第四十六条の八第三号の監査報告書」と、同項第一号に掲げる書類を除く。)と、同項第二号中「監事の監査報告書」とあるのは、「前二項」と、第五十二条第一項中「書類」とあるのは、「書類(特定地域医療連携推進法人にあつては、第三号に掲げる書類を除く。)」と、同項第二号中「監事の監査報告書」とあるのは、「第四十六条の八第三号の監査報告書」と、同項第三号「第五十一条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等」とあるのは、「公認会計士等」と読み替えるものとする。

三項を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「認定都道府県知事(第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この節において同じ。)」と、同条第七項及び第八項中「都道府県知事」とあるのは、「認定都道府県知事」と、第五十六条の六及び第五十六条の十一中「都道府県知事」とあるのは、「又は第五号」と、第五十六条第一項及び第五十六条の三中「合併及び破産手続開始」とあるのは、「破産手続開始」と、第五十六条の六及び第五十六条の十一中「都道府県知事」とあるのは、「認定都道府県知事」と、第五十五条第一項(第六号に係る部分を除く。)の規定による解散及び清算に係る部分に限る。)と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは、「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七十条の十六 地域医療連携推進法人について  
は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五条第一項、第四十九条第二項(第六号に係る部分(同法第百四十八条第三号の社員総会に係る部分に限る。)に限る。)、第六十七条第三項第一項及び第三項並びに第五章の規定は、適用しない。

第七十条の十七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項並びに第七十条の三第一項第四号、第七号、第八号、第十三号及び第十七号から第二十号までに規定する定款の定めのほか、地域医療連携推進法人は、その定款において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 資産及び会計に関する規定  
二 役員に関する規定  
三 理事会に関する規定  
四 解散に関する規定  
五 定款の変更に関する規定  
六 開設している病院等(指定管理者として管理する病院等を含む。)又は開設し、若しくは管理している介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて厚生労働省令で定めるものがある場合には、その名称及び所在地

人の定款の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」(第七十条の八第三項)に規定する認定都道府県知事をいう。次項及び第五項において同じ。」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、「第四十五条第一項に規定する事項及び」とあるのは「当該申請に係る地域医療連携推進法人(第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。)の資産が第七十条の十において読み替えて準用する第四十一条の要件に該当しているかどうか及び変更後の定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか並びに」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

一 第七十条の四第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき。

認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その医療連携推進認定を取り消すことができる。

一 第七十条の三第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 地域医療連携推進法人から医療連携推進認定の取消しの申請があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

認定都道府県知事は、前二項の規定により医療連携推進認定を取り消すに当たつては、あら

2  
める贈与を当該医療連携推進認定の取消しを受けた法人（第四項において「認定取消法人」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該医療連携推進認定の取消の日から一月以内に当該医療連携推進目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

前項の医療連携推進目的取得財産残額は、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。

一 当該地域医療連携推進法人が取得した全ての医療連携推進目的事業財産（第七十条の二において読み替えて準用する公益社団法人乃至

用する。この場合において、第六十六条の二中「第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条並びに前条第一項」とあるのは「第七十条の二十において読み替えて適用する第六十四条第一項及び第二項並びに第七十条の二十一第一項及び第二項」と、「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事（第七十一条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。第六十七条第一項及び第二項において同じ。）」と、第六十七条第一項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、「第四十四条第一項、第五十五条第六項、第五十八条の二第四項（第五十九条の二において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第六十一条の三第四項（第六十一条の三において読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「医療機関

2 認定都道府県知事は前項において読み替へて準用する第五十四条の九第三項の認可(前条第六号に掲げる事項その他の厚生労働省令で定める重要な事項に係るものに限る。以下この項において同じ。)をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

かじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

二、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した医療連携推進目的事業財産

携推進認定をしない处分若しくは第七十条の十五において読み替えて準用する第五十五条第六項」と、「第六十四条第二項」とあるのは「第六十七条の二十において読み替えて準用する第六十四条第二項」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を持たない。ただし、代表理事を再任する場合については、この限りでない。

2 認定都道府県知事は、前項本文の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

認定の取消しの处分を受けた場合は、該法人は、その名称中の地域医療連携推進法人と、いう文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

三  
因病連携推進目的事業費以外の財産をもつて当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後に厚生労働省令で定める方法により医療連携推進業務を行うための費用消し、又は譲渡したもの及び同日以後に医療連携推進業務の実施に伴い負担した公租公課の支払その他厚生労働省令で定めるものの額の合計額

**第七十一条** 第四節 新規 この章に特に定めるもののほか、医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合における医療連携推進認定及び地域医療連携推進法人の監督その他の医療連携推進認定及び地域医療連携推進法人の監督に関する必要な事項は政令で、その他この章の規定の施行に関する必要な事項は厚生労働省令で、それぞれ定める。

第六十三条第一項並びに第六十四条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、第六条の八第三項及び第四項中「第一項」とあるのは、「第七十条の二十において読み替えて準用する第六十三条第一項」、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは、「認定都道府県知事（第七十条の八第三項

**第七十一条の二十二** 認定都道府県知事が前条第一項の規定による登記の嘱託書に依る登記の變更の登記を嘱託しなければならない。

前項に定めるものにはかかる医療連携推進目的の算定による算定と、他の算定と間に得財産残額は、算定の細目その他その他の算定により、厚生労働省令で定める。し必要な事項は、認定都道府県知事は、第一項の場合には、認定取消法人に対し、前二項の規定により算定した医療連携推進目的の算定による算定と、他の算定と間に得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人と認定都道府県知

**第七十二条** この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県における医療情報を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

に規定する認定都道府県知事をいう。以下この項及び次条において同じ。」は、と、「都道府県知事の」とあるのは「認定都道府県知事の」と、第六十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合において、第七十条の三第一項第十九号に規定する定款の定めに従い、当該医療連携推進認定の取消しの日から一月以内に医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しない

5 地域医療連携推進法人は、第七十条の三第一項第十九号に規定する定款の定めを変更する事の管轄する都道府県との間に当該医療連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。

**第七十条の二十三** 第六十六条の二及び第六十七条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。

においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定



四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理者の事務を承継する社会医療法人債管理者をいう。)、社会医療法人債管理補助者、事務を承継する社会医療法人債管理補助者(第五十四条の七において準用する会社法第七百四十四条の七において準用する同法第七百十一条第一項又は第七百四十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理補助者の事務を承継する社会医療法人債管理補助者をいう。)、代表社会医療法人債権者又は決議執行人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

二 この法律において準用する会社法の規定による公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 この法律において準用する会社法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録がされた事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは贈写又は書類の贈本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 社会医療法人債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

五 社会医療法人債原簿、議事録(第五十四条の七において準用する会社法第七百三十一条第一項の規定により作成する議事録をいう。)、第五十四条の七において準用する会社法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録をしたとき。

六 第五十四条の七において準用する会社法第六百八十四条第一項又は第七百三十二条第二項の規定に違反して、社会医療法人債原簿又は議事録を備え置かなかつたとき。

七 社会医療法人債の発行の日前に社会医療法人債券を発行したとき。

八 第五十四条の七において準用する会社法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく、社会医療法人債券を発行しなかつたとき。

九 第九十二条 第六条の四の四第一項の規定により報告を求めて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をした者又は第三十条の十三第五項、第十九条の十八の二第二項若しくは第三十条の十八の四第六項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第四十六条第二項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 この法律において準用する会社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 社会医療法人債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

五 社会医療法人債原簿、議事録(第五十四条の七において準用する会社法第七百三十一条第一項の規定により作成する議事録をいう。)、第五十四条の七において準用する会社法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録をしたとき。

六 第五十四条の三の六において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第五十七条第二項から第四項まで、第四十六条の四の七において準用する同法第六十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第五十六条の八第一項又は第五十六条の十第一項(これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。)の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

八 第五十四条(第七十条の十四において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせざり、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第五十五条第五項又は第五十六条の十第一項(これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十 第五十六条の八第一項又は第五十六条の十第一項(これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十一 第五十八条の三第二項(第五十九条の二において準用する場合を含む。)又は第六十一条の四第二項(第六十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれら

十二 第五十八条の三第四項若しくは第三項(これらの規定を第五十九条の二において準用する場合を含む。)又は第六十一条の五第一項若しくは第三項(これらの規定を第六十一条の三において準用する場合を含む。)の規定に違反して、吸収合併、新設合併割又は新設分割をしたとき。

十三 第六十三条第一項(第七十条の二十において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第九十五条 この法律は、医師法施行の日から、これを施行する。

九 第九十六条 国民医療法(昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。)第二十二条の規定により開設の許可を受け、又は国民医療法施行規則(昭和十七年厚生省令第四十八号、以下旧規則といふ。)第七十四条の規定により許可を受けたとみなされた診療所又は患者二十人以上の収容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七条又は第八条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受け、又は診療所の開設の届出をしたものとみなす。

十 第五十六条の八第一項又は第五十六条の十第一項(これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十一 第五十八条の三第二項(第五十九条の二において準用する場合を含む。)又は第六十一条の四第二項(第六十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 第五十八条の三第四項若しくは第三項(これらの規定を第五十九条の二において準用する場合を含む。)又は第六十一条の五第一項若しくは第三項(これらの規定を第六十一条の三において準用する場合を含む。)の規定に違反して、吸収合併、新設合併

は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十四 第六十四条第二項(第七十条の二十において準用する場合を含む。)又は第六十四条の二第一項の規定による命令に違反して業務を行つたとき。

十五 第四十条又は第七十条の五第四項若しくは第五項の規定に違反した者は、これを十萬円以下の過料に処する。

十六 第五十二条第一項(第七十条の十四において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十七 第四十六条の三の六において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第五十七条第二項から第四項まで、第四十六条の四の七において準用する同法第六十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれら

十八 第五十二条第一項(第七十条の十四において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十九 第九十七条 附 則

二十 第九十九条 旧規則第四十五条第一項但書、第二項、若しくは第五十一条但書の規定によつて都道府県知事の許可を受けた者又は旧規則第七十五条の規定によつて許可を受けたとみなされた者は、第十二条第一項但書若しくは第二項又は

第十八条但書の規定によつて許可を受けた者とみなす。

2 旧規則第三十六条第一項第二号の規定によつて厚生大臣の許可を受けた者は、これを第六条の六第一項の規定によつて許可を受けたものとみなす。

第三百条 この法律施行前から引き続き休止をしている病院又は診療所については、旧法の規定によつてしたものとみなす。この法律の相当規定による休止の届出は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。

第三百二条 旧規則第五十七条又は第五十八条の規定によつて都道府県知事がなし、又は旧規則第八十条の規定によつてなしたものとみなされた処分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

第三百三条 国は、当分の間、病院又は診療所の開設者に対し、病院又は診療所の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県に対し、病院又は診療所の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該病院又は診療所の開設者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

第三百四条 都道府県は、平成二十五年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間、医療計画を作成するに当たつては、離島振興法（昭和二十九年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第三百五条 厚生労働大臣は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、当分の間において国及び都道府県並びに病院又は診療所の管理者その他他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

第三百六条 都道府県は、当分の間、第三十条の十

四第一項、第三十条の十八の五第一項及び第三

十条の二十三第一項の協議を行つて当たつて

は、前条の指針を勘案するものとする。

第三百七条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師の健康状態を把握し、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

第三百八条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、各月の労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この条において「面接指導対象医師」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師（面接指導

労働省令で定めるところにより、医師（面接指導

対象医師に対し、面接指導（問診その他の方法

により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいふ。以下同じ。）を行つて、無利子で貸し付けることができる。

第三百九条 病院又は診療所の管理者は、地域の病院又は診療所において前項の規定による休憩時間の確保に従い、相互に連携を図りながら協力しなければならない。ただし、当該管理者の指定した面接指導実施医師が行う面接指導を受けること

けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第三百四条 都道府県は、平成二十五年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間、医療計画を作成するに当たつては、離島振興法（昭和二十九年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第三百五条

第三百六条

第三百七条

第三百八条

第三百九条

第三百十条

第三百十一条

第三百十二条

第三百十三条

第三百十四条

第三百十五条

第三百十六条

第三百十七条

第三百十八条

第三百十九条

第三百二十条

第三百二十二条

第三百二十三条

第三百二十四条

第三百二十五条

第三百二十六条

第三百二十七条

第三百二十八条

第三百二十九条

第三百三十条

第三百三十二条

第三百三十三条

第三百三十四条

第三百三十五条

第三百三十六条

第三百三十七条

第三百三十八条

第三百三十九条

第三百四十条

第三百四十二条

第三百四十三条

第三百四十四条

第三百四十五条

第三百四十六条

第三百四十七条

第三百四十八条

第三百四十九条

第三百五十条

第三百五十二条

第三百五十三条

第三百五十四条

第三百五十五条

第三百五十六条

第三百五十七条

第三百五十八条

第三百五十九条

第三百六十条

第三百六十二条

第三百六十三条

第三百六十四条

第三百六十五条

第三百六十六条

第三百六十七条

第三百六十八条

第三百六十九条

第三百七十条

第三百七十二条

第三百七十三条

第三百七十四条

第三百七十五条

第三百七十六条

第三百七十七条

第三百七十八条

第三百七十九条

第三百八十条

第三百八十二条

第三百八十三条

第三百八十四条

第三百八十五条

第三百八十六条

第三百八十七条

第三百八十八条

第三百八十九条

第三百九十一条

第三百九十二条

第三百九十三条

第三百九十四条

第三百九十五条

第三百九十六条

第三百九十七条

第三百九十八条

第三百九十九条

第三百一百条

第三百一百一十二条

第三百一百一十三条

第三百一百一十四条

第三百一百一十五条

第三百一百一十六条

第三百一百一十七条

第三百一百一十八条

第三百一百一十九条

第三百一百二十条

第三百一百二十二条

第三百一百二十三条

第三百一百二十四条

第三百一百二十五条

第三百一百二十六条

第三百一百二十七条

第三百一百二十八条

第三百一百二十九条

第三百一百三十条

第三百一百三十二条

第三百一百三十三条

第三百一百三十四条

第三百一百三十五条

第三百一百三十六条

第三百一百三十七条

第三百一百三十八条

第三百一百三十九条

第三百一百四十条

第三百一百四十二条

第三百一百四十三条

第三百一百四十四条

第三百一百四十五条

第三百一百四十六条

第三百一百四十七条

第三百一百四十八条

第三百一百四十九条

第三百一百五十条

第三百一百五十二条

第三百一百五十三条

第三百一百五十四条

第三百一百五十五条

第三百一百五十六条

第三百一百五十七条

第三百一百五十八条

第三百一百五十九条

第三百一百六十条

第三百一百六十二条

第三百一百六十三条

第三百一百六十四条

第三百一百六十五条

第三百一百六十六条

第三百一百六十七条

第三百一百六十八条

第三百一百六十九条

第三百一百七十条

第三百一百七十二条

第三百一百七十三条

第三百一百七十四条

第三百一百七十五条

第三百一百七十六条

第三百一百七十七条

第三百一百七十八条

第三百一百七十九条

第三百一百八十条

第三百一百八十二条

第三百一百八十三条

第三百一百八十四条

第三百一百八十五条

第三百一百八十六条

第三百一百八十七条

第三百一百八十八条

第三百一百八十九条

第三百一百九十一条

第三百一百九十二条

第三百一百九十三条

第三百一百九十四条

第三百一百九十五条

第三百一百九十六条

第三百一百九十七条

第三百一百九十八条

第三百一百九十九条

第三百一百二十条

第三百一百二十二条

第三百一百二十三条

第三百一百二十四条

第三百一百二十五条

第三百一百二十六条

第三百一百二十七条

第三百一百二十八条

第三百一百二十九条

第三百一百三十条

第三百一百三十二条

第三百一百三十三条

第三百一百三十四条

第三百一百三十五条

第三百一百三十六条

第三百一百三十七条

第三百一百三十八条

第三百一百三十九条

第三百一百四十条

第三百一百四十二条

第三百一百四十三条

第三百一百四十四条

第三百一百四十五条

第三百一百四十六条

第三百一百四十七条

第三百一百四十八条

第三百一百四十九条

第三百一百五十条

第三百一百六十二条

第三百一百六十三条

第三百一百六十四条

第三百一百六十五条

第三百一百六十六条

第三百一百六十七条

第三百一百六十八条

第三百一百六十九条

第三百一百七十条

第三百一百七十二条

第三百一百七十三条

第三百一百七十四条

第三百一百七十五条

第三百一百七十六条

第三百一百七十七条

第三百一百七十八条

第三百一百七十九条

第三百一百八十条

第三百一百八十二条

第三百一百八十三条

第三百一百八十四条

第三百一百八十五条

第三百一百八十六条

第三百一百八十七条

第三百一百八十八条

第三百一百八十九条

第三百一百九十一条

第三百一百九十二条

第三百一百九十三条

第三百一百九十四条

第三百一百九十五条

第三百一百九十六条

第三百一百九十七条

第三百一百九十八条

第三百一百九十九条

第三百一百二十条

第三百一百二十二条

第三百一百二十三条

第三百一百二十四条

第三百一百二十五条

第三百一百二十六条

第三百一百二十七条

むを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

一 救急医療

二 居宅等における医療

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

前項の規定による指定の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書面に、同項に規定する業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案を添えてしなければならない。

都道府県知事は第一項の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の規定による指定をすることができる。

一 前項の労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。

二 第百八条第一項の規定による面接指導並びに第二百二十三条第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保を行うことができること。

三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に關し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものがないこと。

都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに當つては、第二百三十二条の規定により通知を受けた同項の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに當つては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、第一百三十一条第一項の医療機関勤務環境評価センター（第一百十六条第一項に規定する「医療機関勤務環境評価センター」という。）に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

**第三百四十四条** 特定地域医療提供機関の管理者は、前条第一項の規定による指定を受けた後、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなければならぬ。

四三 指定に關し不正の行為があつたとき、特定地域医療提供機関の開設者が第五百二十六条の規定に基づく命令を又は第百二十六条の規定に基づく命令を反したとき。

一 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師

2	第百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
3	前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」といふ。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、その指定の有効期間は、從前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
4	前二条の規定は、第一項の規定による指定の更新について準用する。
5	<b>第一百六条</b> 特定地域医療提供機関の開設者は、第百十三条第一項に規定する業務の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定地域医療提供機関の指定をした都道府県知事の承認を受けなければならない。この場合において、当該特定地域医療提供機関の管理者は、あらかじめ、当該特定地域医療提供機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて、労働時間短縮計画の見直しのための検討を行い、必要な変更を加えるとともに、厚生労働省令で定めるところにより、医療機関勤務環境評価センターによる第三百三十二条第一項第一号の評価を受けなければならない。
6	第百十三条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による承認について準用する。この場合において、同条第二項中「同項」とあるのは「第百十三条第一項」と、同項及び同条第三項第一号中「の案」とあるのは「の変更の案」と読み替えるものとする。
7	<b>第一百七条</b> 都道府県知事は、特定地域医療提供機関が次のいずれかに該当するときは、第百十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができること。
8	一 第百十三条第一項に規定する業務がなくなつたと認められるとき。 二 第百十三条第三項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認められるとき。
9	<b>第一百十九条</b> 都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定すること

2 病院又は診療所 当該研修を受ける医師  
第一百三十三条 第二項から第七項まで、第一百四十四条及び第一百五十五条の規定は前項の規定による技能向上集中研修機関の指定について、第一百六十二条の規定は技能向上集中研修機関の同項に規定する業務の変更について、第一百七十二条の規定は同項の規定による技能向上集中研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第一百三十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第一百十九条第一項に規定する業務に従事する同項各号に定める」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第一百九十九条」と、第一百七十七条第一項第一号中「第一百三十三条第一項」とあるのは「第一百九十九条第一項」と、同項第一号中「第一百三十三条第三項各号」とあるのは「第一百九十九条第二項において準用する第一百三十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

する業務に従事する」とあるのは「第一百二十九条第一項に規定する業務に従事する同項に規定する研修を受ける」と、同項第七項中「この条」とあるのは「第一百二十条」と、第一百七条第一項第一号中「第一百三十三条第一項」とあるのは「第一百二十条第一項」と、同項第二号中「第一百三十三条第三項各号」とあるのは「第一百二十条第三項各号」とあるのは「第一百二十条第一項」とあるのは「第一百三十条第一項」である。ただし、当該業務の開始しなければならない。ただし、当該業務の開始から厚生労働省令で定める時間までに、厚生労働省令で定めるところにより、継続した休息時間を確保するには、厚生労働省令で定めるところにより、特定対象医師を宿日勤務に従事させる場合は、このと読み替えるものとする。

**第一百二十二条** 前条第一項の確認を受けようとする病院又は診療所は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の確認に係る事務の全部又は一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**第一百二十三条** 特定地域医療提供機関、連携型特

定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及

び特定高度技能研修機関(以下「特定労務管理

対象機関」と総称する)の管理者は、労働時

間短縮計画に基づき、医師の労働時間の短縮の

ための取組を実施しなければならない。

2 特定労務管理対象機関の管理者は、三年を超

えない範囲内で厚生労働省令で定める期間ごと

に、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師

その他の関係者の意見を聴いた上で、労働時間短

縮計画についてその見直しのための検討を行

い、必要があると認めるときは、労働時間短縮

計画の変更をするとともに、厚生労働省令で定

めることにより、当該変更後の労働時間短縮

計画を当該特定労務管理対象機関の指定をした

都道府県知事に提出しなければならない。

3 特定労務管理対象機関の管理者は、前項の規

定により労働時間短縮計画についてその見直し

のための検討を行った結果、その変更をする必

要がないと認めるときは、厚生労働省令で定め

るところにより、その旨を当該特定労務管理対

象機関の指定をした都道府県知事に届け出なけ

ればならない。

**第一百二十三条** 特定労務管理対象機関の管理者

は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師

のうち、その予定されている労働時間の状況が

厚生労働省令で定める要件に該当する者(以下

この条及び次条において「特定対象医師」とい

う。)に対し、当該特定対象医師ごとに厚生労

働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で

定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で

定めるところにより、継続した休息時間を確保

しなければならない。ただし、当該業務の開始

から厚生労働省令で定める時間を経過するまで

に、厚生労働省令で定めるところにより特定対

象医師を宿日勤務に従事させる場合は、この

限りでない。

2 特定労務管理対象機関の管理者が、厚生労働

省令で定めるやむを得ない理由により、前項の

規定により確保することとした休息時間(以下

この項において「休息予定期間」という。)中

に特定対象医師を労働させる必要がある場合

は、前項の規定にかかわらず、当該休息予定期

間に当該特定対象医師を労働させることができ

る。この場合においては、厚生労働省令で定

めるところにより、当該休息予定期間の終了後

に、当該特定対象医師に対し、当該休息予定期

間に労働をさせた時間に相当する時間の休息

時間を確保しなければならない。

3 第一項ただし書の場合において、当該特定労

務管理対象機関の管理者は、当該宿日勤務中

に、当該特定対象医師を労働させたときは、当

該宿日直勤務後に、当該特定対象医師に対し、

厚生労働省令で定めるところにより、必要な休

息時間を確保するよう配慮しなければならな

い。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十八条** 特定地域医療提供機関において第

百三十三条第一項に規定する業務に従事する医

師、連携型特定地域医療提供機関から他の病院

又は診療所に派遣される医師(第一百八十八条第一

項に規定する派遣に係るものに限る)、技能向

上集中研修機関において第一百九十九条第一項に規

定する業務に従事する医師又は特定高度技能研

修機関において第二百二十九条第一項に規定する業

務に従事する医師についての労働基準法(昭和

二十二年法律第四十九号)第一百四十二条第一項に規定

の適用については、当分の間、同条第二項中「を勘案して」とあるのは「並びに医療法(昭

和二十三年法律第二百五号)第一百二十二条第一項に規定する特定労務管理対象機関(次項にお

いて単に「特定労務管理対象機関」という。)

における業務の性質を勘案して」と、同条第三

項中「を勘案して」とあるのは「並びに特定労

務管理対象機関における業務の性質を勘案し

て」ととする。

**第一百二十九条** 第一百三十三条から前条までに規定す

るもののほか、特定労務管理対象機関の指定に

関する申請の手続きその他特定労務管理対象機関

は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師

のうち複数の病院又は診療所に勤務する者に係

る都道府県知事は、特定労務管理対象機関に勤務する休憩時間を適切に確保するため必要が

あると認めるときは、当該医師が勤務する他の

病院又は診療所の管理者に対し、必要な協力を

求めることができる。

2 病院又は診療所の管理者は、前項の規定によ

り協力を求められたときは、その求めに応ずる

よう努めなければならない。

3 病院又は診療所の管理者は、特定労務管理対

象機関の開設者に対し、期間

を定めて、その改善に必要な措置をとるべき

ことを命ずることができる。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しく

は第三項」とあるのは「、第二十九条第一項若

しくは第三項、第一百十一条又は第一百二十六条

とする。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規

定の適用については、当分の間、第二十四条の

二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「、

前条第一項、第一百十一条又は第一百二十六条

県知事に対して、その評価の結果を通知しなければならない。

### 第一百三十三条 医療機関勤務環境評価センター

は、第百三十一条第一項第一号の評価を受けようとする者から、医療機関勤務環境評価センターが厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

### 第一百三十四条 都道府県知事

は、厚生労働省令で定めるところにより、第百三十二条の規定による評価の結果を受けたときは、当該評価に係る病院又は診療所に対し、必要に応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮に有用な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

### 第一百三十五条 医療機関勤務環境評価センター

は、都道府県又は第三十条の二十一第二項の規定による委託を受けた者は、当分の間、同条第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、同条第三項各号に掲げる事項に加え、第一項の規定により公表された評価の結果について特に留意するものとする。

### 第一百三十六条 医療機関勤務環境評価センター

は、第百三十一条第一項各号に掲げる業務（以下「評価等業務」という。）を行うときは、その開始前に、評価等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項について評価等業務に関する規程（次項及び第一百四十五条第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が評価等業務の適正かつ確實な実施上不適当となつたと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

### 第一百三十七条 医療機関勤務環境評価センター

は、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、評価等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、評価等業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

### 第一百三十七条 医療機関勤務環境評価センター

は、評価等業務以外の業務を行っている場合に理とを区分して整理しなければならない。

### 第一百三十八条 医療機関勤務環境評価センター

は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、評価等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 第一百三十九条 医療機関勤務環境評価センター

は、正当な理由がなく、評価等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 第一百四十条 医療機関勤務環境評価センター

は、厚生労働省令で定めるところにより、評価等業務の一部を、厚生労働大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

### 第一百四十二条 医療機関勤務環境評価センター

は、評価等業務を適正かつ確実に実施することができるとして認められるとき。

### 第一百四十三条 医療機関勤務環境評価センター

は、評価等業務の代表者の諮問に応じ、評価等業務の実施方法、評価等業務に基づく評価の結果その他評価等業務の実施に関する重要な事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を医療機関勤務環境評価センターの代表者に述べることができる。

### 第一百四十四条 医療機関勤務環境評価センター

は、評価等業務諮詢委員会は、医療機関勤務環境評価等業務の代表者の諮問に応じ、評価等業務の実施方法、評価等業務に基づく評価の結果その他評価等業務の実施に関する重要な事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を医療機関勤務環境評価センターの代表者に述べることができる。

### 第一百四十五条 厚生労働大臣

は、前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 第一百四十六条 医療機関勤務環境評価センター

は、前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 第一百四十七条 医療機関勤務環境評価センター

は、厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

### 第一百四十八条 医療機関勤務環境評価センター

は、前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 第一百四十九条 医療機関勤務環境評価センター

は、厚生労働省令で定めたところにより、帳簿を備え、評価等業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

### 第一百五十条 法人の代理人

は、正規の業務に關して第百四十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

前項の規定による立入検査について準用する。

### 第一百四十四条 厚生労働大臣

は、この法律を施行するために必要な限度において、医療機関勤務環境評価センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第百三十条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

### 第一百四十五条 厚生労働大臣

は、昭和二十五年四月一日から施行する。

### 附 則

（昭和二十五年三月三一日法律第八三号）

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

### 附 則

（昭和二十五年五月一日法律第二六号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二七年五月一日法律第二九号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二八年八月一五日法律第二九一号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二八年八月一〇日法律第二九一号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二八年八月一五日法律第二九二号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二九年八月一五日法律第二九三号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二九年八月一五日法律第二九四号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二九年八月一五日法律第二九五号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二九年八月一五日法律第二九六号）

は人の業務に關して第百四十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

### 附 則

（昭和二四年五月一四日法律第六七号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二五年三月二八日法律第二六号）

この法律は、昭和二十五年三月二八日から施行する。

### 附 則

（昭和二五年四月一日法律第三四号）

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

### 附 則

（昭和二六年一月一二日法律第一二号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二七年五月一日法律第二二九号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二七年五月一日法律第二二九号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二八年八月一五日法律第二二九二号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二八年八月一五日法律第二二九三号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二九年八月一五日法律第二二九四号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二九年八月一五日法律第二二九五号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二九年八月一五日法律第二二九六号）

この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則

（昭和二九年八月一五日法律第二二九七号）

は人の業務に關して第百四十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

### 附 則

（昭和三七年九月一五日法律第一五九号）

この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律による改正後の第七条の二の規定  
2 は、病院の開設又は病床数の増加若しくは病床  
3 の種別の変更に係るこの法律の施行前になされ  
4 た許可の申請については、適用しない。  
5 附 則（昭和三七年九月一五日法律第一  
6 一号）抄  
7 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行  
8 する。  
9 2 この法律による改正後の規定は、この附則に  
10 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行  
11 前にされた行政手の処分、この法律の施行前に  
12 された申請に係る行政手の不作為その他この法  
13 律の施行前に生じた事項についても適用する。  
14 ただし、この法律による改正前の規定によつて  
15 生じた効力を妨げない。  
16 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の  
17 請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下  
18 「訴願等」という。）については、この法律の施  
19 行後も、なお従前の例による。この法律の施行  
20 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分  
21 （以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行  
22 前に提起された訴願等につきこの法律の施行後  
23 にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願  
24 等についても、同様とする。  
25 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後  
26 は行政不服審査法による不服申立てをすることが  
27 ができることとなる处分に係るものは、同法以  
28 外の法律の適用については、行政不服審査法によ  
29 る不服申立てとみなす。  
30 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ  
31 る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立  
32 ての裁決等については、行政不服審査法による  
33 不服申立てをすることができない。  
34 5 この法律の施行前にされた行政手の処分で、  
35 この法律による改正前の規定により訴願等をす  
36 ることができるものとされ、かつ、その提起期  
37 間が定められていないかつたものについて、行政手  
38 不服審査法による不服申立てをすることができ  
39 る期間は、この法律の施行の日から起算する。  
40 この法律の施行前にした行為に対する罰則の  
41 適用については、なお従前の例による。  
42 前八項に定めるもののほか、この法律の施行  
43 に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。  
附 則（昭和四三年五月一五日法律第四二七号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
附 則（昭和四〇年六月一一日法律第一一七号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
附 則（昭和四五五年六月一一日法律第一一三号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
附 則（昭和五〇年六月一二五日法律第四三号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和五十三年一〇月二七日法律第九六号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和五十九年八月一〇日法律第七一號）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。  
(政令への委任)  
**第二十七条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。  
附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。  
(政令への委任)  
**第二十八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な事項は、政令で定める。  
附 則（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

五 一から四まで 略  
第三条、第七条及び第十一条の規定、第二十四条の規定（民生委員法第十九条の改正規定を除く。附則第七条において同じ）、第二十五条の規定（社会福祉事業法第十七条及び第二十一条の改正規定を除く。附則第七条において同じ）、第二十八条の規定（児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）並びに附則第七条、第十二条から第十四条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

附 則（昭和六〇年一二月二四日法律第六〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により從前の例によることとされる場合における第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和六〇年一二月二七日法律第六〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第五条の二を削る改正規定、第七条の二の改正規定、第二章の次に一章を加える改正規定、第三十二条、第三十九条第一項及び第四十五条第二項の改正規定、第四十六条の次に二条を加える改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）、第六十六条に一項を加える改正規定並びに第六十八条の二を第六十八条の三とし、第六十八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条及び第十五条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、次条から附則第四条までの規定は公布の日から施行する。

(検討等)

な配置を含め、医療を提供する体制に關し、速やかに検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

**第三条** 政府は、今後の医療の需要に対応した医師、歯科医師及び薬剤師の養成の在り方に関し、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第四条** 政府は、地域における適正な医療を確保するためには医療機関が果たしている社会的役割の重要性にかんがみ、医療機関の経営基盤の安定及び業務の円滑な継続を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

**第五条** 改正後の第七条の二第一項各号に掲げる者が都道府県知事に第七条第一項又は第二項の許可の申請をした場合における許可又は不許可の処分であつて、改正後の第三十条の三第十一項の規定により当該都道府県の医療計画が公示される日までの間にされるものについては、改正前の第七条の二第一項から第四項までの規定は、附則第一条ただし書の政令で定める日以後も、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第七条の二第三項中「医療機関整備審議会」とあるのは、「都道府県医療審議会」とする。

**第六条** この法律の施行の際現に存する医療法人については、改正後の第四十六条の二から第四十七条まで及び第六十八条の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

**第七条** 附則第一条ただし書の政令で定める日の前日までの間において、都道府県知事は、改正後の第六十四条第二項又は第六十六条第一項の規定に基づく処分を行ふに当たつては、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見を聴かなければならぬ。

**第八条** 改正前の医療法の規定及び前条の規定によつてした処分又は手続は、改正後の医療法の相当規定によつてしまるものとみなす。

**第九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和六一年一二月四日法律第九  
(施行期日) 抄  
三号)  
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

**第四十二条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則** (昭和六一年二月二日法律第一〇六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第一条中老人保健法第七条第一項及び第二項の改正規定、同法第七条に一項を加える改正規定並びに同法第三十一条の次に一条を加える改正規定(同法第三十一条の二第七項及び第八項に係る部分に限る)、第四条中老人保健法第七条第二項の改正規定、同法第八条第一項の改正規定、同法第三章第三節の次に一節を加える改正規定(同法第四十六条の二第五項及び第六項に係る部分に限る)及び同法第三章の次に一章を加える改正規定(同法第四十六条の八第五項から第七項までの規定に係る部分に限る)並びに第六条の規定並びに附則第四条第二項、第十二条及び第十三条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**三 第五条 第一条の規定による改正に伴う経過措置**

**二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**三 第五条 第一条の規定による改正に伴う経過措置**

**二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**四 第五条 第一条の規定による改正に伴う経過措置**

**二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**五 第五条 第一条の規定による改正に伴う経過措置**

**二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**六 第五条 第一条の規定による改正に伴う経過措置**

**二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**七 第五条 第一条の規定による改正に伴う経過措置**

**二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**八 第五条 第一条の規定による改正に伴う経過措置**

**二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**九 第五条 第一条の規定による改正に伴う経過措置**

**二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**十 第五条 第一条の規定による改正に伴う経過措置**

**二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**十一 第五条 第一条の規定による改正に伴う経過措置**

**二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**第二条 削除 (検討等)**

**第三条 政府は、患者の病状に応じて適切な医療**

**を提供することができるよう、総合病院その他**

**の病院及び診療所の在り方、家庭医機能の充実**

**等地域における医療を提供する施設相互間の業**

**務の連係の在り方等医療を提供する体制に関**

**し、引き続き検討を加え、その結果に基づいて**

**法制の整備その他の必要な措置を講ずるものと**

**する。**

**第四条 政府は、看護婦その他の医療従事者の養成及**

**び確保に努めるとともに、医療従事者の病院に**

**おける人員配置等に関する検討を加え、その結果**

**に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

**第五条 政府は、医療を提供する施設の機能の体**

**系化を推進するに当たっては、国民の必要かつ**

**適切な受診が抑制されることのないよう配慮す**

**るものとする。**

**第六条 政府は、医療法の施行前に法令に基づき審議会**

**が開催されるに当たっては、その他の意見陳述のための手続に相当する手続**

**を執るべきこととの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不**

**利益処分の手続に関しては、この法律による改**

**正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前**

**の例による。**

**第七条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第五十二条**

**の規定は、医療法人の第一条の規定の施行の**

**日以後に始まる会計年度に係る新法第五十二条**

**に規定する書類について適用し、医療法人の同**

**日の規定による改正前の医療法第五十二条に規定する書類に**

**ついては、なお従前の例による。**

**第八条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第九条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第十条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第十一条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第十二条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第十三条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第十四条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第十五条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第十六条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第十七条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第十八条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第十九条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第二十条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第二十一条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第二十二条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第二十三条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第二十四条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第二十五条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第二十六条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第二十七条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第二十八条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第二十九条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第三十条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第三十一条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第三十二条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第三十三条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第三十四条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第三十五条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第三十六条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第三十七条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第三十八条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第三十九条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第四十条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**

**第四十一条 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という)第十四条**

**の規定若しくは同条第二項に規定する基準の**

**規定の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め**

**る。**









(入院中の医療に関する書面の作成及び交付等に関する経過措置)

**第四条** 施行日において現に病院又は診療所に入院している患者については、新医療法第六条の二第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。

(業務に関する報告書の内容の公表に関する経過措置)

**第五条** 施行日前に第二条の規定による改正前の医療法(以下「旧医療法」という。)第十二条の二又は第十二条の三の規定に基づき提出された業務に関する報告書については、新医療法第十二条の二第二項又は第十二条の三第二項の規定は、適用しない。

(嘱託する病院又は診療所に関する経過措置)

**第六条** 施行日において現に開設している助産所の開設者に対する新医療法第十九条の規定の適用について、施行日から一年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

(医療計画に関する経過措置)

**第七条** 施行日前に旧医療法第三十条の三第一項の規定により定められた医療計画(同条第十項の規定により変更されたものを含む。)は、新医療法第三十条の四第一項の規定により定められるまでの間は、同項の規定により定められた医療計画とみなす。

(特別医療法人に関する経過措置)

**第八条** この法律の施行の際現に旧医療法第四十二条第一項に規定する特別医療法人である者(以下この条において「旧特別医療法人」といいう。)については、施行日から五年を経過するまでの間(当該期間内に新医療法第四十二条の二第一項の認定を受けたときは、その日まで)の二第一項の規定(旧医療法第六十四条の二の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。旧特別医療法人が施行日から五年を経過する日までの間に新医療法第四十二条の二第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定(旧医療法第六十四条の二の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。旧特別医療法人が施行日から五年を経過するまでの間も、同様とする。

第2節 第2節 第2節  
の前日医師の診察回復上の問題は腹痛に罹り、即ち、甲誌並の腹痛の原因の附記が腹痛の間に重複する。

**九条** 定款又は寄附行為の変更に関する経過措置) 施行日前に設立された医療法人は、施行日から一年以内に、この法律の施行に伴い必要となる定款又は寄附行為の変更につき医療法第六十一条第一項の認可(二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、新医療法第六十八条の二第一項において読み替えて適用する医療法第五十条第一項の認可)の申請をしなければならない。

施行日前に設立された医療法人の定款又は寄附行為は、施行日から一年を経過する日(前項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可の申請をした医療法人については、当該申請に対する処分があつた日)までは、新医療法第六章の規定により定められた定款又は寄附行為とみなす。この場合において、当該定款又は寄附行為と同様の規定が抵触する場合には、当該抵触する部分については、同様の規定は、適用しない。

**十条** 残余財産に関する経過措置) 医療法第四十四条第五項の規定は、施行日以後に申請された同条第一項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお前述の例による。

施行日前に設立された医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であつて、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者とを内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更につき該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者を定めることを規定しているものについては、当分の間(当該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者を定めることを内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更につき前に医療法第四十四条第一項の認可を受けるまでの間)、医療法第五十条第四項の規定は適用せず、旧医療法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

**十一条の二** 新医療法人への円滑な移行) 政府は、地域において必要とされる医療を確保するため、経過措置医療法人(施行日前に設立された社団たる医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の認可を受けるまでの間)が、医療法第五十条第四項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた。

二一れ 五四三一 二れ で移作に法十<sup>（）</sup>るさい同てじを五も産社

准 5 る 措 4 認 3 ま 画 3 り 他 向 2 画 痢 2 認 5 第十 4 (会で) 四 三 二 一 そ す た 4 三

るにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利をいう。) の放棄の見込みを記載した書類をいう。)

一 その他厚生労働省令で定める書類

厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつて、その施行計画が次の各号のいふにも適合するものであると認めるときは、の認定をするものとする。

施行計画が当該申請に係る経過措置医療法人の社員総会において議決されたものであること。

一 移行計画が新医療法人への移行をするため有効かつ適切なものであること。

一 移行計画に記載された第二項第四号の移行の期限が第一項の認定の日から起算して五年を超えない範囲内のものであること。

当該申請に係る経過措置医療法人が、その運営に関し、社員、理事、監事、使用人その他の当該経過措置医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであることその他の厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

第一項の認定は、令和八年十二月三十一日までの間に限り行うことができる。

二 移行計画の変更等

条の四 前条第一項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人(以下「認定医法人」という。)は、当該認定に係る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

厚生労働大臣は、認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画(前項の認定があつたとは、その変更後のもの。以下「認定移行計画」という。)に従つて新医療法人への移行に受けた取組を行つていないと認めるとき、その厚生労働省令で定めるときは、その認定を取り消すことができる。

厚生労働大臣は、認定医療法人が認定移行計画に記載された前条第二項第四号の移行の期限でに新医療法人にならなかつたときは、その前二項の規定により認定を取り消された経過医療法人は、更に前条第一項の認定を受けることができない。

前条第四項の規定は、第一項の認定について用する。





で、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第二百二条、第五百五条から第二百七十三条まで、第二百十二条、第二百七十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第二百十九条、第二百二十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日 医療法の一部改正に伴う経過措置）

(政令への委任)  
**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五（新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。）、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第三十六条（新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二三年一二月一四日法律第  
一一二号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成二四年六月二七日法律第四〇号) 抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二六年六月四日法律第五一）

(施行期日) 号抄

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（处分、申請等に関する経過措置）

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改

正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」とい

（二）この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告・届出・提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これをこの法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告・届出・提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに規定するもの（ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。））は、政令で定める。

第三条の規定（医療法第三十条の三第一項）の改正規定（「厚生労働大臣は」の下に「、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して「を加える部分に限る。」を除く。）並びに第二十条及び第二十三条の規定並びに附則第八条第一項及び第三項、第三十二条第二項、第四十条、第四十五条、第五十三条並びに第六十九条の規定 平成二十六年十月一日第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定 同法第七条第五項、第八条、第八条の一、第十三条、第二十二条の二第五項、第三十二条第四項、第四十四条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条第二項、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九条、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二、一二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百十五条の四十六及び第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百十五条の四十八を同法第一百十五条の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百十七条、第一百十八条、第一百二十一条の二、第一百二十三条第三項及び第一百二十四条第三項の改正規定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百二十六条第一項、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百四十二条の見出し及び同条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第一百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第一百七十九条から第八百一十二条までの改正規定、同法第二百二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）





規定の施行の日（附則第七条第一項及び第八条第一項において「第二号施行日」という。）以後、第二号新医療法第六条の四の二第一項に規定する助産所の管理者が助産を行うことを約した場合について適用する。

**第三条** 第二条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第六条の五第二項第四号若しくは第三項の厚生労働省令の制定の立案又は同項第八号若しくは第十二号から第十四号までに掲げる事項の案の作成については、厚生労働大臣は、この法律の施行の日（次条第二項及び附則第五条において「施行日」という。）前においても診療に関する学識経験者の団体の意見を聴くことができる。

**第四条** この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の医療法（次項及び附則第六条第二項において「旧医療法」という。）第六条の六第一項の規定によりされている許可は、新医療法第六条の八第二項の規定による同項の許可とみなす。

2 施行日前にされた旧医療法第六条の八第二項の規定による広告の中止又はその内容の是正の命令（当該中止又は是正の期限が施行日以後に到来するものに限る。）は、新医療法第六条の八第二項の規定による同項に規定する広告の中止又はその内容の是正の命令とみなす。

**第五条** 新医療法第十条の二の規定は、医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院の開設者が、施行日以後に、当該特定機能病院の管理者を選任する場合について適用する。

**第六条** 新医療法第十五条の二の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（次項において「第三号施行日」という。）以後に行なう新医療法第十五条の二に規定する検体検査（同項において「新検体検査」という。）の業務について適用する。

2 新医療法第十五条の三第一項の規定は、第三号施行日以後に委託する新検体検査の業務について適用し、第三号施行日前に旧医療法第十五条の二の規定により委託された人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務については、なお従前の例による。

（平成十八年改正法の一部改正に伴う経過措置）

**第七条** 第一号施行日前認定医療法人（第二号施

行日前認定（第二号施行日前にされた平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定をい

以下この項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)を受けた平成十八年改正法附則第十一条の二に規定する経過措置医療法人をいう。次条並びに次条第一項及び第二項において同じ。)に係る第二号施行日前認定移行計画(第二号施行日前認定に係る移行計画)(平成十八年改正法附則第十条の三第一項に規定する移行計画)を行ふ。次条第三項において同じ。)をいう。同条第一項及び第二項において同じ。)の変更について第二号施行日以後に厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の認定を行う場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「前条第四項」とあるのは、「前条第四項(第四号を除く。)」とする。

第二号施行日前認定医療法人については、第四条の規定による改正後の平成十八年改正法(次条第一項及び第三項において「新平成十八年改正法」という。)附則第十条の六から第十二条までの規定は適用せず、第四条の規定による改正前の平成十八年改正法附則第十条の六から第十条の八までの規定は、なおその効力を有する。

**第八条** 第二号施行日前認定医療法人であつて、第二号施行日前認定を受けた日から第二号施行日前認定移行計画に記載された平成十八年改正法附則第十条の三第二項第四号に掲げる移行の期限(以下この項において「移行期限」という。)までの間にあるものは、第二号施行日から当該移行期限までの間のいずれかの日において、同条第一項の認定を受けることができる。この場合における新平成十八年改正法附則第十条の三第四項の規定の適用については、同項第三号中「第一項の認定の日」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)附則第七条第一項に規定する第二号施行日前認定を受けた日」とする。

第二号施行日前認定医療法人が前項の規定による平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定(以下この項及び次項において「特例認定」という。)を受けたときは、当該第二号施行日前認定医療法人が受けた第二号施行日前認定(第二号施行日前認定移行計画に係る平成十八年改正法附則第十条の四第一項の認定を含む。)は、当該特例認定を受けた日から将来に向かつてその効力を失う。

特例認定に係る移行計画の変更について厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十条の四第

一項の認定を行う場合における同条第五項において準用する新平成十八年改正法附則第十条の三第四項の規定の適用については、同項第三号中「第一項の認定の日」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)附則第七条第一項に規定する第一号施行日前認定を受けた日」とする。

(検討)

**第九条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十二条** この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

**第十三条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年七月二十五日法律第七十九号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第九条及び第十五条の規定 公布の日

二 第三条及び第五条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十二条及び第十二条の規定 令和二年四月一日

(検討)

**第二条** 政府は、医療の分野における国民の需要が高度化し、かつ、多様化している状況においても、医師がその任務を十分に果たすことができるよう、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(附則第八条第一項において単に「大学」という。)が行う臨床実習をはじめとする医学に係る教育の状況を勘案し、医師の資質の向上を図る観点から、医師法の規定について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後三年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

政府は、臨床研修の評価に関する調査研究を行ふものとし、当該調査研究の結果を勘案し、

臨床研修と医師が臨床研修を修了した後に受け  
る医療に関する専門的な知識及び技能に関する  
研修とが整合性のとれたものとすること等による  
り、医師の資質の向上がより実効的に図られる  
よう、臨床研修の在り方について検討を加え、  
その結果に基づき、この法律の公布後三年以内  
に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるもの  
とする。

2 政府は、前二項に定める事項のほか、この法  
律の施行後五年を目途として、この法律（前条  
各号に掲げる規定にあつては、当該各規定。附  
則第四条において同じ。）による改正後のそれ  
ぞれの法律（以下この項において「改正後の各  
法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必  
要があると認めるとときは、改正後の各法律の規  
定について検討を加え、その結果に基づいて所  
要の措置を講ずるものとする。  
(医療法の一部改正に伴う経過措置)

3 第三条 第一条の規定による改正前の医療法の規  
定に基づき行われた病院の開設の許可若しくは  
病院の病床数の増加の許可又は診療所の病床の  
設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許  
可の申請については、同条の規定による改正後  
の医療法第七条の三の規定は、適用しない。

4 第四条 この法律の施行の際現にこの法律による  
改正前の医療法第十二条第二項の許可を受けて  
いる者は、この法律による改正後の医療法第十  
二条第二項の許可を受けたものとみなす。

第五条 この法律の施行の日（以下この項及び第  
三項において「施行日」という。）前に第二条の規  
定による改正前の医療法第三十条の四の規定  
により定められ、又は同法第三十条の六の規定  
により変更された医療計画（医療法第三十条  
の四第一項に規定する医療計画をいう。以下こ  
の条において同じ。）は、施行日から令和二年  
三月三十日までの間は、第二条の規定による  
改正後の医療法（以下この条において「平成三十  
一年新医療法」という。）第三十条の四の規定  
により定められ、又は平成三十一年新医療法  
第三十条の六の規定により変更された医療計画  
とみなす。

1 令和二年三月三十日までの間は、平成三十  
一年新医療法第十二条第二項、第三十条の二十一  
第一項、第三十三条の二十三第一項から第三項  
まで、第三十条の二十四、第三十条の二十五第  
一項、第三十条の二十七及び第三十一条の規定  
の適用については、なお前述の例によることと

し、平成三十一年新医療法第三十条の四第六項及び第七項並びに第三十条の十八の二の規定は、適用しない。

同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格各項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(警貝に關する絶道措置)  
**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 県の医療計画を変更するものとする。当該者退院後必要があると認めるときは、都道府県が平成三十一年新医療法第二百二十九条の規定による。

する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について

療計画を変更するときは、同条第十七項及び第十八条の規定を準用する。

る病院の開設者が、附則第二号に掲げる規定の施行の日（次条において「第二号施行日」という。）以後に、当該病院の管理者を選任する場合について適用する。  
(政令への委任)

**第十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施丁期日)号抄則附(令和元年六月一四日法律第三十七)

**第一** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日からの施行。

は指げる規定に、当該名号は定める日から施行する。

十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第二百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあ

せんに係る児童の保護等に関する法律(第二十六条の改正規定に限る)、第一百一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、

第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条

及び第六条の規定 公布の日  
(行政庁の行為等に関する経過措置)

**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において

同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七号)抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項)を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。)、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条の規定

第一条 中外國法人の登記及び夫婦財産契約登記に関する法律第四条の改正規定(並びに第一百三十二条)を「第一百三十二条から第百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分に限る。)、第三条から第五十三条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十二条の二、第十二条の規定

一 略

第一条 中外國法人の登記及び夫婦財産契約登記に関する法律第四条の改正規定(並びに第一百三十二条)を「第一百三十二条から第百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分に限る。)、第三条から第五十三条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十二条の二、第十二条の規定

法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同法第三百四十二条第十号の次に「一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(「第三項を除く。」)、第十八条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九

条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び次三百十条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百一十二条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十二条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条)」と改め、「共同」第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。」)に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号)に改め、「共同」を削る部分を除く)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「第四十八条」を「第五十一条」に改め、「共同」記)並びに「登記」を「登記」に、「第一百四十八条」を「第一百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第百三十九条から第百四十八条までの「登記」に改める、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」に、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法(「とあるのは「保険業法(平成七年法律第二百五号)第六十七条において準用する商業登記法(「と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「相互会社」に関する登記」に改める部分に限る)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社」の登記法(「とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第一百四十五条」と、同法第一百四十八条の二中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社」に関する登記」に改める部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百七十二条第一項及び第二項(印鑑の提出)を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に定、同法第二百十六条の改正規定(「、第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に、「同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」

と」を加える部分を除く。)並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第一百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に「一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで〔に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と」を削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法(二)とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)」第一百八十三条第一項において準用する商業登記法(二)と、「商業登記法(百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律(百八十三条第一項において準用する商業登記法(百四十五条)」を削る部分に限る。)」第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「第三項を除く。」)を削る部分に限る。)」第五十二条、第五十六条の改正規定、第五十七条及び第六十七条の改正規定等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限り、)」第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第六十九条中消費生活協同組合法第八十九条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六

項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定  
〔同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十  
一条の三第一項」に改める部分を除く。〕第七  
十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法  
第二十四条第一項の改正規定〔第十七条（第  
三項ヲ除ク）〕を「第十七条」に改める部分に  
限る。〕、第八十一条中農業協同組合法第三十六  
条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次  
に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七  
に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七  
第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四  
十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条  
中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規  
定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改  
正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び  
同法第一百三十条第一項第三十八号の次に一号を  
加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償  
法第七十一条から第七十三条までの改正規定及  
び同法第八十三条の改正規定〔前号に掲げる部  
分を除く。〕、第八十七条中森林組合法第五十条  
第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一  
条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項  
及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第二百  
十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正  
規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水  
産業協同組合等による信用事業の再編及び強化  
に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第  
九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に  
一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項  
の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次  
に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企  
業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章  
第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規  
定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九  
十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定  
並びに同法第一百三条の改正規定〔、第四十八  
条〕を「、第五十一条」に、「並びに第一百三十  
二条」を「、第一百三十二条から第一百三十七号ま  
で並びに第一百三十九条」に改める部分及び「、  
同法第四十八条第二項中「公社法第九百三十条  
の改正規定（前号に掲げる部分に限る）並び  
に同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百  
四十四条の十一第二項の改正規定を除く。」、第  
九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正





機能（次条第四項において「かかりつけ医機能」という。）の確保」を加える部分に限る。）、及び同法第九条第四項の改正規定（「推進」の下に「かかりつけ医機能の確保」を加える部分に限る。）、第八条中医療法の目次の改正規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、同法第五条第一項及び第六条の三第一項の改正規定、同法第二章第一節中第六条の四の三を第六条の四の四とし、第六条の四の二を第六条の四の三とし、第六条の四の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第二项第三号、第二十九条第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十条の三第二項の改正規定、同法第三十条の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十条の四第二項第十号の次に一号を加える改正規定、同法第三十条の五、第三十条の六第一項、第三十条の十四第一項及び第三十条の十八の四の改正規定、同法第五章第四節中第三十条の十八の四を第三十条の十八の五とし、第三十条の十八の三の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十七条第一項第二号、第九十二条及び第一百六条の改正規定、第十条の規定並びに第十三条中介護保険法第一百七条第五項の改正規定並びに附則第十四条の規定 令和七年四月一日

五 第九条及び第十一条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

**第二条** 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（医療法の一部改正に伴う経過措置）

**第十三条** 第八条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の医療法第六十九条の二第二項の規定は、令和四年九月

一日以後に始まる会計年度に係る事項について適用する。

**第十四条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「第四号施行日」という。）前に第八条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の医療法（以下この項において「第四号改正前医療法」という。）第三十条の四の規定により定められ、又は第四号改正前医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下この項において同じ。）は、第四号施行日から令和九年三月三十一日までの間は、第八条の規定による改正後の医療法（以下この項において「第四号改正後医療法」という。）第三十条の四の規定により定められ、又是第四号改正後医療法第三十条の六第一項の規定にかかるわらず、第四号施行日以後最初に行われる同条第二項に基づく調査、分析及び評価の際に併せて行うものとする。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日（政令への委任）

2 第四号改正後医療法第三十条の四第二項第十号の二に掲げる事項についての調査、分析及び評価については、第四号改正後医療法第三十条の六第一項の規定にかかるわらず、第四号施行日以後最初に行われる同条第二項に基づく調査、分析及び評価の際に併せて行うものとする。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日（政令への委任）

**第四十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

（号）抄

（施行期日）

**第二条** 附則（令和五年六月七月法律第四七号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第四条** この法律の施行前にした行為及び前条の規定によるお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和六年五月二二日法律第二九号）抄